

教育民生常任委員会

(平成24年10月18日)

樋口博己委員長

こんにちは。それでは、定刻となりましたので、教育民生常任委員会の休会中の調査を進めたいと思います。

きょうの事項書がお手元に配付されていると思いますが、3項目ございまして、一つが認知症高齢者グループホームの整備についてと、これは30分程度で説明いただいて、短時間で質疑をお願いしたいと思います。

2項目めがいじめ対応についてということで、これは14時から1時間程度で説明をいただきまして、質疑をお願いしたいと思います。

そして、3点目がその他といたしまして、本日夜のシティミーティングの打ち合わせをさせていただくとともに、あと、来週からの行政視察の説明を事務局からさせていただきます。このような日程でさせていただきますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、まず、認知症高齢者グループホームの整備についてということで、まずは福祉部長、一言をお願いしたいと思います。

市川福祉部長

福祉部長、市川でございます。

今回、休会中の勉強会のトップバッターということで、認知症グループホームの整備状況について取り上げていただきまして、ありがとうございます。介護・高齢福祉課長のほうから説明をさせていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

樋口博己委員長

傍聴の方がお二人おみえになります。

それでは、服部課長。

服部介護・高齢福祉課長

介護・高齢福祉課長の服部でございます。よろしくお願い申し上げます。

私どものほうから、認知症高齢者グループホームの整備について説明をさせていただきます。資料につきましては、教育民生常任委員会所管事務調査資料の福祉部のほうをこら

んいただきたいというふうに思います。

まず、1ページをごらんいただきますようお願いを申し上げます。

まず、事項の1でございますが、認知症グループホームとはどんなものかということを少しご説明をさせていただきたいと思います。

介護保険法に基づく地域密着型サービスの一つとして、平成18年4月の介護保険制度改正で位置づけられたサービスでございます。この地域密着型サービスとは、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域で生活を継続できるようにということで、お住まいの市町村で提供されるサービスでございます。

具体的には、この認知症高齢者グループホームを初め、このほかには現在市内各地で整備を進めてございます29人以下の小規模な特別養護老人ホームや、認知症通所介護といって認知症専門のデイサービスなどがございます。

地域密着型以外の訪問介護やデイサービスなどは三重県が指定をするサービスでございます。この地域密着型につきましては市が指定をするものでございまして、市民の方だけがご利用いただけるというものでございます。一部、平成18年以前から市外のグループホームに入所いただいていた方につきましては、経過措置で利用が認められております。

サービスの内容は、日常全般にわたりまして、スタッフの方、介護を受けながら残存能力を生かして、調理等自分でできる範囲でかかわって、家庭的な環境の中で、共同で生活をしていただくという施設でございます。

まず、の定員でございますが、1ユニットと申しまして、ユニットといえますのは生活単位のことございまして、部屋は個室なんです。ユニットごとに食事や団らんを一緒にするスペースを設けまして、入居者同士の交流を保ちながら日常生活を送っていただくもので、その1ユニットが5人から9人以下で最大2ユニット、18名までがこの上限というふうになります。

続きまして、でございますが、利用可能な方につきましては、要介護認定が要支援2から要介護5までの方で、かつ市内に居住をしてみえます認知症であるということが条件となります。

の法的な根拠につきましては、介護保険法に位置づけられており、記載のとおりでございます。

次に、2の市内の整備状況でございます。

現在、市内に8カ所90床の施設が整備をされております。日常生活圏域といって、これ

も平成18年4月の介護保険制度改正によって新たにできた言葉ですが、住みなれた地域でサービスが利用できるよう、全国的に日常生活圏域というものを決めることになりました。本市の場合は、北、中、南の3圏域を定め、社会福祉士等の専門職種が配置をされました地域包括支援センターにより、それぞれの圏域の高齢者の方の生活を支援しております。

この日常生活圏域ごとのグループホームの整備状況でございますが、以下のとおりとなっております。北圏域が少なく、南圏域が一番多くなっているというふうな状況でございます。

その下の表をごらんくださいませ。地区、それから、事業所名、定員の一覧でございます。表の事業所の横にございます予防というところに丸がついてございますのは、介護保険は要介護と要支援というものに分かれていますが、この要支援の方、この場合は要支援2の方だけなんです、入所希望があれば受け入れることができるという介護予防事業所としての指定を本市から受けているというものでございます。

次に、2ページをごらんいただきたいと思えます。

各施設の入所者の状況でございますが、要介護度別に、それぞれに施設について聞き取り調査をいたしました。入所者数は定員90名のうち、8月末時点で86名の方が入所をしてみえます。入所率は95.6%となっておりますが、これは入所、退去の時期で、タイミングでたまたま空きがあるということで、すぐに満床になるのではないかというふうに思っております。

また、表の一番右にございます入居者の方の介護度の平均の数値でございますが、これは、平均は2.2でございます。要介護5が一番重い方なんです、特養等と違って比較的介護度が軽い方が入居いただいておりますという状況でございます。これは、共同で生活をするという意味で、そういった方々をご入所いただいておりますということでございます。

次に、その下の利用料の状況でございます。これも各施設へ聞き取り調査を行いました。表の中で米印4というところをちょっと見ていただきたいんですが、これは介護保険の自己負担分でございます。どこの施設でもこの負担金については同じでございますが、それ以外は施設によって違っておるといふような状況でございます。

表の米印について少し説明いたします。

米印の1の居住費でございます。これは家賃に当たるものでございます。それから、米印の2の食材料費ですが、これは1日3食30日分の費用でございます。米印の3でございます。これは管理費でございますが、レクリエーション費とか日用品費などを含んでおり

ます。米印の4につきましては、先ほど説明をさせていただいたとおりですが、費用の1割を自己負担をしていただいて、残りの9割分は介護保険の保険給付として事業所のほうに払われるものでございます。それから、米印5の月額の利用料の合計でございますが、これはあくまでも目安であり、そのほかに理美容代ですとか、おむつ代等がかかる場合がございます。その他、一番右端には入居時の保証金というものが、施設によっては10万から25万円かかるというものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

グループホームにおける課題というものでもないんですが、課題を4点挙げてごさいます。

一つ目は、現在入居者の待機者がおみえになる。31名、これも重複を省いて整理をして、31名の方がおみえになるということでございます。昨年も同じような調査をさせていただきました。そのときは実人数で57名という数でございました。待機者数が減ったという理由でございますが、これは平成23年度に特別養護老人ホームを、市内で4カ所168床を整備をいたしました。特別養護老人ホームでも認知症の方の受け入れは可能でありますので、その結果、一旦待機者が減ったのではないかというふうに思っております。

二つ目でございます。最初の整備状況で申し上げましたが、各圏域ごとで整備が偏っておるといふような状況でございます。平成12年に介護保険制度が創設されてから、当初整備は事業者さんからの申し出でやっておりました。これは、三重県が指定をするといふような状況であったということから、結果として18年4月に日常生活圏域というものができて、偏りが出てしまったというものでございます。

課題の三つ目でございますが、これは入所者の方の状態にかかわることですが、このグループホームは、比較的軽度の方が、残存能力を生かして他の入居者の方と介護スタッフの援助を受けながら、共同で生活するということを想定いたしております。実際の入所者の方も、先ほど申しましたように、やっぱり2.2と比較的軽い方ですが、長期入所が続きますと、やっぱり介護度がどうしても重くなってくる。ほぼ寝たきり状態になってきた場合の対応が難しいのではないか。それから、最近医療対応が必要な方が出てまいりますと、やっぱり看取り等も含めました医療対応がどこまでできるかということが課題というふうに思っております。

それから、課題の四つ目でございますが、費用負担の問題がございます。利用料の状況でも説明をいたしましたが、施設によっては16万円程度の費用がかかるというふうな方も

おみえになります。また、入所時の保証金も必要になるという施設もございまして、本人さんにある程度所得のある方、もしくは家族の支援が受けられる方という方が入居していただいているというふうに思います。反面、低所得者の方はなかなか入居しにくいというふうなことは、確かに課題であるかというふうに思っております。

次に、4と5の整備方針でございます。

平成24年度から26年度までと、27年度以降につきまして掲載いたしました。平成24年度から26年度までの3年間の計画期間とする介護保険事業計画を、高齢者福祉計画につきましては本年3月に議決をいただいたところでございます。また、総合計画の推進計画においても、グループホームの整備について位置づけていただいたところでございます。計画では、現在の8施設90床を、24年から26年の3年間で9施設80床を整備いたしまして、約2倍の17施設171床にしようとするものでございます。

三つ目の課題の待機者、圏域の課題につきましては、日常生活圏域ごとに現在グループホームがない地区で事業者の方を公募いたしまして整備を進め、バランスのとれた配置をしていこうというものでございます。

次に、課題の三つ目の医療対応についてでございますが、この整備事業者については医療との連携を求めているというふうなことをしていきたいというふうに思っております。具体的には、入院が可能な病院を協力病院にして、いつでも医療行為の提供できるような体制をとることができたり、場合によっては訪問看護ステーションとあって、看護師がうちへお邪魔をできるような、そんなところのステーションと連携をとるというふうでございます。

それから、課題の四つ目でございますが、費用負担についても、できるだけ低所得者の方も入居ができるような料金体系を求めていきたいというふうに思っております。その他、火災等で入居者の方が亡くなるという痛ましい事故が起きないように、スプリンクラーなどの装置を設置するように求めたり、防災面、バリアフリーなど利用者の安全確保に配慮をした施設整備を求めていきたいというふうに思っています。

なお、平成24年度の公募いたしました、その結果、2事業者2カ所、具体的には河原田地区、羽津地区のほうでグループホームを今年度中につくっていただくというふうなところを選定いたしましたところでございます。

それから、また25年、26年においては、残り7カ所を公募してまいりたいというふうに思っております。

5の平成27年度以降の整備につきましても、認知症高齢者というものはふえるというふうに見込んでおりますので、次期計画でも整備をしてまいりたいというふうに思っております。大きな方針としては、グループホームが地域の認知症高齢者の方と家族の方を支える拠点及び地域内にそのグループホームがあることによって、認知症のことを地域の住民の方が理解をしていただいて、みんなで守っていこう、見守っていこうというふうな、できたらなというふうな、そういう施設ができるように全地区へ整備をしていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

樋口博己委員長

説明ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。

石川勝彦委員

一番最後のところの3ページの5のところですが、整備を促進したい。1ページに戻って、90床を整備されておるわけですが、待機者、現在のところ31名ということですがけれども、需要はふえていっておるとするか、ふえてきておるとするか、ふえる可能性は非常に大きいということですね。それで、予備軍というか、ぼけておらへんという人はぼけておるわけです。ぼけ始めたでなという人に限って、ぼけてないんですね。そういう人が結構、確率からいうと65歳以上の1割はと言われると、私らもその中に入ってくるわけですがけれども、かなりそういう方が多くて、うちで面倒を見切れない場合がふえてきておると。もうこれ、介護認定の要支援程度だから、まだそこまではいかないけれども、もうちょっと手に負えませんわというようなおばあちゃんもみえるし、おじいちゃんもみえるんですね。だから、その辺のところを、整備を促進したいというのを、促進したいという願望というか、見通し、一つ聞きたいのと、それから、2ページの利用料の状況の中で、管理費でレクとか日用品云々というような説明が、管理費の3、米印の3のところでありましたけれども、四季の郷富田とか、あるいは色えんぴつ・四日市はこの2万8500円とか、2万9400円ですね。それから、四郷グループホームとか小山田グループホームは3000円ですね。これ、極端な差がありますよね。それは負担の軽いほうがいいと思うんですけども、この辺の内容について聞かせてください。

それから、課題の4番に、低所得の人の入居が難しい状況であるということで、今、説明の中で、これを課題だというようなことを言われましたが、どう対応することが今後期待できるのか、その点について聞かせてください。

服部介護・高齢福祉課長

3点ご質問いただいたと思います。

まず、今後の見通しについてでございます。

私どもは各地区に整備をしていきたいというふうに思っておる、そういう目標を立ててございます。グループホームにつきましては、特別養護老人ホーム等と違って、また、特別養護老人ホームは大きな施設、それと最後までそこでお住まいいただくというようなことで、なかなか条件的には難しいというふうなこともございます。グループホームの場合は9人を1単位というふうにしておりますので、比較的法人の方でも、大きな法人でなくても整備できるというふうに思っております。幾つか整備をしたいというふうなお声もいただいておりますもので、全部の地区に絶対ということでは、ここでは申し上げることはできませんけれども、ほぼ全地区に近い形で整備はできるのではないかとこのように思っております。

それから、2点目の利用料の状況でございます。

これ、極端に四郷グループホームと小山田グループホームが安いということでございますが、これは二つのグループホームにつきましては社会福祉法人、具体的に申しますと、青山里会さんが運営をしていただいている法人でございます。かねてから社会福祉法人の使命として、できるだけ安くというふうなことは法人さんのほうでも申していただいておりますもので、そういった意味で安くなっているんじゃないかとこのように私どもは解釈しております。

それから、3点目の低所得者の人の状況をどう解決をしていくかということでございます。

これにつきましては、基本的にもう介護保険の1割負担についてはなかなか難しいという面もございますが、あと、今回の県の事業を使って補助を打つというようなことで、事業者さんにその辺、生活保護の人でも入れるような、そんなような料金設定ができないのかということをお求めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石川勝彦委員

それぞれ聞かせていただきましたけれども、1番目のお尋ねした整備促進については、ある程度樂觀してもいいというふうに捉えさせていただきましたけれども、それでよろしいでしょうか。

服部介護・高齢福祉課長

ある程度でございますが、整備はできるというふうに、私ども、思っております。

石川勝彦委員

2番目の青山里会の2カ所について3000円というふうですが、先ほど指摘したところの2カ所については、かなり、それこそ10倍ですよ。できるだけ安くというのに行けないから、やむを得なくこういうところへ行かざるを得ないという、もうこの辺の不公平性は、それぞれの施設の方針というか、考え方で受け入れていかざるを得ないというところがあるんですが、受け入れていかざるを得ないというのと、しょうがなく、できるだけ安くという、その辺の方向づけというのは、10倍というと極端ですよ。この辺には無理があるような気がするんだけど、その辺については行政としての方向づけというか、できるだけ安くという点からの指摘なり対応を希望する、望む姿勢というのはなされておるんですか。

服部介護・高齢福祉課長

その件につきましては、今回募集するに当たっても、私どものほうが一番強く事業者さんに申し入れをさせていただきましたのは、低所得者の方も入れるような、そういう料金設定をお願いしますということで、指導ということでもないんですが、お願いという形で、これは私のほうから強く申し入れをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

石川勝彦委員

わかりました。

でも、できるだけ今後に向けて、こういうことの管理費、特に管理費は特に目立ちます

ので、この辺の助成、いわゆる調整をしながら入所ということに対して、できるだけ公平な負担を考えていくということで、方向づけをしていただくようお願いするしかないのかなと思うんだけど、それ以上は言えないよね。そうなんでしょう。詳しく説明されるわけね。管理費の内容について。その辺、チェックされている。チェックじゃなくて把握されていますか。

服部介護・高齢福祉課長

今回この調査をもう至急で、私ども、させていただきましたもので、これが具体的に個々明細というところまでは把握はしておりませんが、今後その辺のところも把握をさせていただきまして、これは高過ぎるじゃないかというようなところについては、また申し出という形でさせていただきたいと思います。

以上でございます。

石川勝彦委員

管理費という、この住居費の中に入っていきような部分もあるのではないかなという感じがしないでもないんですよね。だから、急遽ということで、内容については詳しく調べていただけないように思いますので、やっぱりその辺のところ、お尋ねしたら、やはりそれなりの答えが返ってくるようにしていただくようお願いしたいですね。

それから、3番目の質問の低所得の入居に関しては、県に働きかけていくというようなお話がありましたけれども、この辺のところは一番難しいと思うんですよね。法で縛られて、全然柔軟性もないというような状況であっては、低所得者の入居というものはもう考えることはできないというような、非常に希望がかなえられないという確率が高いということでしょう。だから、その辺のところは県ばかりで言うておるんじゃなくて、市としても考えられるところがあれば、やはり今後のこと、今後これからもっとどんどん膨らんでいくわけですから、ふえていくわけですから。分母がふえていくし、こういう低所得者の入居の難しい方もふえていくわけでしょう。ふえていくものばかりですから、今後、それはやむを得ませんねというようなわけにはいかないんじゃないかと思うんですよね。だから、県だけじゃなくて市としてもその辺のところ、今後に向けてしっかりと、後手後手でないようにしていただければなというふうに希望しておきたいと思います。

以上。

中森慎二委員

済みません。その利用料金の話ですが、このグループホームの建設には補助金制度があるんですよ。全額事業者負担の建設でしたっけ。

服部介護・高齢福祉課長

今回から補助は県の制度を利用いたしまして、補助金制度はございます。今年度については3000万という予定でございます。

中森慎二委員

過去のものは1円も出してないということ。

服部介護・高齢福祉課長

過去のもの、これ、もう平成15年からグループホームについては整備はしておりませんが、過去については補助はしておりません。

中森慎二委員

その居住費を含めて、その利用料金の月額が目安がこれだけばらつきがあるのは、介護保険制度の部分ではあるけれども、建設費補助が出てないから物が言えないと、そういう側面があるということですか。

服部介護・高齢福祉課長

そうですね。補助について、建設費についてはもう私どものほうから補助はいたしておりませんので、居住費、居住費も、これ、平成17年の10月からできた制度でございますが、そのときにはもうあくまでも事業者さんのほうで設定をしていただいたというものでございます。

中森慎二委員

利用者のことを考えると、行政として利用料金の目安というような考え方を持ち合わせて、少しでも利用しやすい料金になるように、その事業者に対する指導というものがある

べきだと思うんですよ。それが、従来その補助金というものが無いから、縛りがなかったということはわからないことはないんだけど、しかし、介護保険の傘下の中での利用ということで考えれば、行政としてもっと立ち位置をしっかりと、もう少しその居住費や管理費の目標とする目安ぐらい示して、これに近づけるように努力しろということは言ったことはあるの。野放し状態だよ、これ。言い値で商売をやっているわけよ、これ。

服部介護・高齢福祉課長

確かに居住費とか食材料費につきましては、食材料費については国が示したものは特養等でございますが、このきちっとした、グループホームについてはその基準というものがございません。確かに言い値というところはあるんですが、私ども、今回の募集につきましては、できるだけ抑えてくださいというようなお願いをしておりますが、今までのところについてはそれがなかったというふうなものが現状でございます。

中森慎二委員

その24年から26年の整備方針の中で、あと、81人分整備をしていくわけですけども、それに当たって、やっぱりその利用料金の目安というものを、そのお願いを超えた指導にならなきゃいかんですよ。できるだけ。その補助金を出すということは、そこら辺のその考え方と、その整備方針の81人分整備していくということの位置づけをもっと明確にすべきじゃないの。でなければ、いつまでたっても月額利用料は下がっていかない。そこら辺の考え方はどうなんですか。どのように指導しようとしているの。

服部介護・高齢福祉課長

そのことにつきましては、私ども、一番それを願うことでございますので、今回応募してきた事業者さんには、何よりももう料金については一番、具体的な目安と申しますと、生活保護の方でも入れるような、そういう料金設定をお願いをしたところでございます。ただ、全てが全て生活保護の料金設定となりますと、運営のほうに難しいというようなこともございますので、ある部屋についてはそういったところを求めていったというふうなことがございまして、あと、そのほかにつきましては、選定をする段階で、当然料金を安くしていただいた法人さんにつきましてはそれなりの加点をしておいたというふうな状況でございます。

中森慎二委員

その応募に当たって、できるだけ安く、生活保護対象者の人でも入れるような料金をと
いう話ですが、それは応募要項の中に明確に書かれているということですか。募集要項の
中に。

服部介護・高齢福祉課長

応募要項の中には、低所得者の方に配慮した料金設定をお願いしますと、具体的に幾ら
というまでは書いてございませんが、低所得者に配慮をした料金設定をお願いしますとい
うことは書いてございます。

中森慎二委員

それは、従来よりはそれは進んでいるんでしょうけど、まだまだ甘いんじゃないんです
か。そんなのでは。

市川福祉部長

中森委員のほうからいろいろとご指摘いただいているところなんですけれども、一番大
きいのは、四日市市が現在こういった事業所の監査につきまして権限を持っていないとい
うことが大きいのかなというふうに思います。中核市になりますと、本市の事業所につ
きましても監査権限がまいりますので、そこはあわせて指導することができるように
なります。現状では県のほうが権限を持っておりますので、そこに、県に対して、そ
ういった視点も入れていただくようお願いをしたいと思います。

それと、あと、今回、低所得者に配慮した料金設定をしていただけるようにというこ
とで、課長のほうからも申しましたけれども、県の指導で、同一施設で二重料金設定はだ
めというようなことがございまして、低所得者の方を入れようと思いますと、同じユ
ニットの中で、例えば居室の面積を小さくしていただくとか、そういった差をつけない
ことには二つの料金設定をすることができないというふうに、県のほうから指導が入
っております。今回もこれ、県費が100%というか、まだ県の基金からの補助が100%
ということでございますので、私どもも独自に裁量でそういったところを、四日市市
が独自に決める権限がございませんので、今のところできる努力はそこ
のところでございますけれども、今後、中

核市になりまして権限委譲をされた段階では、もう少し厳しく法人あるいは株式会社に対して、運営の主体である法人に対して指導がしていけるというふうに思っております。

現状、この青山里会さんがやっておりますこの二つのグループホーム以外は全て株式会社あるいは有限会社さんが経営を今しているという状況でございます。また、私どものお願いなり、それから、あと、応募要項での縛りが全くかかってない状況で、今、運営をされておりますので、一定の限界がございますが、できる限りの努力を今後していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと思っております。

以上です。

中森慎二委員

一つは、その応募要項の資料をまたいただけませんか。

それと、権限がないからって事を済ませるんなら、四日市市役所は要らない話で、県の所管はわからないことはないけど、そこを県と協議する、より利用しやすい話をしていくのが行政の仕事じゃないの。それを、中核市に今なれば、それにこしたこと、なれないわけやから、そのことを話しているんだったら、要らないじゃない。福祉部。

市川福祉部長

委員のご指摘のとおり、要らないんじゃないかと言われて、そうですということではないわけですが、当然、県との協議は私どももしております。その中でなるべく低所得者の方も暮らしやすいようなホーム、当然、今後、高齢のひとり暮らしの方、無年金の方等がふえていくことが考えられますので、そこらあたり、基準の緩和であったり、県独自の要綱なりをつくっていただけるように働きかけはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

中森慎二委員

最後にしますが、その二重料金制度は1施設では認めないという話なら、その面積を少し減らしてでも、安くできるような方式を協議していくとか、そういうことを運営についてやらないかんのじゃないですか。だから、もっと。

市川福祉部長

今回、プロポーザル方式で業者の選定をさせていただきましたが、質問でそういったことはやりとりを業者のほうとしておりますし、なるべくこちらのほうの指導に従っていただけるように交渉等はしておりますので、その結果を見ていただきたいというふうに思います。

以上です。

中森慎二委員

逆に言ったら、既存の施設を外して応募するという手も一つじゃないの。それなら。今やっている施設じゃないところ、株式会社じゃないところで応募したら、二重施設にならないわけでしょう。だから、そういうことも含めて、本来考えないかんじゃないの。

服部介護・高齢福祉課長

料金設定については、私ども、一番望むところでございますので、今の二重価格と申しますのは、同じ施設の中で同じ部屋で違う料金というのはおかしいといったことを、県は申しておりますので、その辺、中森委員がおっしゃられましたように、少し部屋の形態を変えるなりして、できるだけ安いところもつくれるように、そんな形で、次期また、この秋にも来年度の募集をしていきたいというふうに思っておりますので、そういったことで対応してまいりたいというふうに思っております。

中森慎二委員

資料にその県とどんな協議しているのか、その応募者にもどんな説明をしているのかも、資料をまた出してください。

服部介護・高齢福祉課長

わかりました。県とはその施設のその料金設定についての電話でのやりとりぐらいというふうなことになってしまいますけれども、させていただきます。

豊田政典委員

今その利用料の料金設定について、お二人が言われた低所得者向けをふやす方向につ

いてはそのとおりだなと思うんですけど、一方で逆の心配をしたりするんですが、現状随分差があって、高いところもあるじゃないですか。高いところは安いところと実態として何が違うのか。つまりこれから募集するのが全て安く設定して、そのサービスなり何らかが、サービスが落ちたら意味がないわけでしょう。その辺はどうなっているんですか。つまり安い施設しかだめだよとなって、例えば応募できる業者が限られてきたのでは、またちょっと意味合いが違うのかなということをお心配するんですが、実態はどうなっているんですか。高いところは何が違うの。

服部介護・高齢福祉課長

今回その具体的にもう施設名を申しますと、四季の郷さんというところ、四季の郷というところが高かったと思います。ここにつきましては、医療の対応を重きに考えて、看護師さんを配置したり、そういった形で高くなっているのかなというふうに思います。かといって、青山里会さんが安いから悪いというふうなことではないと思う。あそこはもう本当に社会福祉法人の使命として安くしていただいているというふうなことはあるかと思いますが、確かに豊田委員がおっしゃりますように、安かろう悪かろうではこれはだめだと思いますので、選定をする段階でやっぱり総合的な判断というのは必要になってくるかと思えます。そんなような状況です。

豊田政典委員

まだちょっと不十分で、指導権限がどこまであるかということは少し置いたとしても、市がある程度その金額の枠をはめることについて、競争とは言いませんけれども、業界の自由度を狭めるおそれがあるのではないかという心配をしているんですけれども、金額を決めれば、サービスの量、質も変わってくるわけでしょう。その辺の判断はどうなんですかね。

市川福祉部長

さっき中森委員から応募の要綱等をちょっと見せてくださいというお話がありましたけれども、そこでもご確認いただけるかと思うんですが、例えばスプリンクラーの設置であったりとか、入所者さんの安全・安心にかかわる部分、夜勤の人数であったりとか、それから、あと、災害時の対応であったりとか、その部分については質を落とせませんので、

全体の部屋の金額を落とすというよりは、同じ施設内に低所得の人が受け入れられるような部屋を用意してほしいという方針で、こちらは望みたいというふうには考えておりますが。

豊田政典委員

だから、そう判断することについて、今、説明いただいている情報だけでは、僕は賛成か反対か、しかねるところがあって、つまり低所得者じゃない方も入りたい方はいるわけですね。家族で。その人たちの需要が満たされなくなるわけですよ。可能性がある。低所得者向けしか設定しないのであれば。それを今、判断されたということは、根拠があると思いますから、そこを説明してもらわないと。ここで高所得者も待機者もないし、いいんだよということに聞こえるわけですよ。高料金、高サービスはもう今で十分で、もうふやさないという話ですよ。簡単に言えば。

市川福祉部長

そういうことではなく、同じ施設の中で、例えばお部屋の広さなんかを変えることによって、こちらのお部屋は所得の高めの方がお入りになれる。しかし、こちらはちょっと狭目ですので、生活保護を受けていらっしゃる方でも入居が可能な料金設定をしていくという、つまり住居費のところで差をつけていくというような考え方でございます。

豊田政典委員

そうすると、私の理解が間違っていたということなんですけど、今後のその整備計画の中では、全てこの低料金のものを募集していくということではないということ。

服部介護・高齢福祉課長

そのとおりでございます。やっぱり認知症でも本当にどこにも行き場がないという方もおみえになりますので、お金を払ってでも行きたいというような方はおみえになるかと思っておりますので、全てが全てその低所得者の方だけの施設というふうな位置づけではございません。

豊田政典委員

じゃ、説明が悪いのか、僕の頭が悪いのか、どっちかわかりませんが、ちょっと関係するので、別のことを聞きますけど、現状の待機者31名だということと、それに対するこれからの整備方針で、9カ所81人分というのがあったりとか、未整備地区にふやしていくというやつですよ。81人というところ。お聞きしたいのは、31人が待機者だけれども、これからもっとふえていくのではというやりとりがあった。地区を未整備のところを整備していくという考え方が、いまひとつわかってないんです。飲み込めないのは、待機者31名とか、ふえていこうというシミュレーションの地区分析というのはされていて、それで、今ないところにつくるんだというのならわかるんですが、その辺の説明はないので、圏域でもいいんですけど、そういった現状分析とかシミュレーションの圏域分析みたいなところをもうちょっと説明してほしいのと、あと、人数ですよ。待機者を減らそうと、ゼロにしようとしている計画なのか。この9カ所81人という3カ年計画。それとも、もっと、シミュレーションではもっとすごくふえているんだけど、何%カバーできるということなのか、その辺をちょっと補足的に説明いただいて、あわせてさっきの低所得者向けとそうじゃないやつとの内訳もあるわけでしょう、そうしたら。計画の中には。そうじゃないの。三つぐらい聞きました。

服部介護・高齢福祉課長

まず、これからどれくらいふえていくかというふうなことでございます。これ、具体的に、私どもは認知症に限ってはシミュレーションというのはしてございません。まず、私どもが一番に考えるのは、特別養護老人ホームでもこういった整備方針を立てております。やっぱり地域のその拠点として、いろんな形で、地域の方が、介護でいうと在宅介護支援センターと同じ形で、グループホームにつきましても各地区にあれば、そこへ地域の方が何かあれば相談に行けるとか、そういうふうなこともあって、まずはやっぱり各地域に整備をしたいということが一番主たる目的でございます。

それから、その意味もございまして、9カ所81人というのは各年に3カ所ずつ整備をしていくということで、前回その事業計画を策定する段階でも議決をいただいたものでございますが、これについては、そのときはまだ待機者が五十数名というふうなこともございましたもんで、そういう意味もあって81人というふうな計画を立てさせていただいたというものでございます。

それから、最後におっしゃられました低所得者と一般の所得の方でございますが、これ

も具体的な分析というのはございませんのですが、やっぱり認知症になって、お金がない方が行くところがないというところをどうしようかというところが一番の根本でございますもんで、そういった意味で低所得者の方も入れるようなグループホームをつくりたいというふうなところでございます。

豊田政典委員

三つ聞いて、三つ答えてもらいましたが、三つとも余りにも曖昧過ぎますよ。そんなん。数もわかってないのに81だとか、それでどうなるんだという見通しもない。

それから、各地域にと言われる話も、各地区という地区というのは、24地区なのかな。その行政区を指しているのであれば、当然行政ぐらい人口も違うし、ただつくればいいんだ、全部に万遍なくということであつたら。目的の一つで、そういう施設があることによって、地区住民の理解が進むというのはわからなくてもいいですけど、ほいじゃ、具体的な実績とか成果は何だというやつも聞きたいところなんですけれども、そんなことも多分余りちゃんと図ってないでしょう。

余りにも曖昧だし、それから、三つ目のその低所得者とそうじゃないやつについても、働きかけていくとか、指導していくとか言ったって、いや、本当は両方必要だから、どっちでもいいんだよというようなことになったら、指導にも何にもならへんし、余りにも聞いていくと曖昧過ぎませんか、これ。やりたいことはわかるけど、その具体性がなさ過ぎるように、三つとも思ったんですけど、まとめて回答してください。もう個別はいいですから。僕の言っているのはおかしいですか。

市川福祉部長

豊田委員の問いかけ、非常に重く受けとめさせていただきます。やはり今まで県指定ということで整備をしてきて、こちらのほうの検証というのが、ずっとデータの甘かったというのは一つ言えると思います。そのところは真摯に反省をしていきたいというふうに思います。今回、市の整備の計画で、初めて2カ所を整備するわけでございますけれども、当然圏域ごとの人口というのは、北、中、南、大体同人口で設定をしております。北に現在少ないということで、北のほうの整備は進めてまいりますし、人口ごとに、例えば非常に少ない地区に優先してやっていくということではなく、当然高齢者人口が多い場所をお願いしたいというのは当然ございますので、そこもあわせて圏域ごとのバランスをと

りながら整備をしていくというふうな考え方でございます。

豊田政典委員

指摘したことを頭に置いていただいて、もうちょっと具体的な数字を踏まえた計画づくりが必要じゃないかなと思いませんか。

服部介護・高齢福祉課長

ご指摘はよくわかることでございます。私どもは、当初その事業計画を策定するに当たって甘かったと言え、それまでなんですが、今回その3年間については議決をいただいた事業計画でございますので、この3年間についてはこの計画どおりで進めていきたいということでございます。次期計画はまたすぐ26年中に策定をするものでございますので、その際にはそういった今ご指摘をいただいたことも踏まえまして、十分配置とか、それから数につきましては検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

山口智也委員

施設整備と並行して、重要なソフト面での課題ということで、2点お聞きしたいと思うんですけども、まず1点目は、医療機関との連携というところで、先ほどの資料の3ページにも、今後その医療機関と連携を求めていくというふうに記述されておりますけれども、今後しっかりその地域の、各地域の医療機関と連携をして、しっかりして、質の高いサービスというのが求められると思うんですけども、先ほどのご説明がありました、全地区にこれから広げていくという中で、この四日市の医師会との連携というのも、これ、必要な部分だと思うんですけども、このあたりは今どうなっているのでしょうか。

服部介護・高齢福祉課長

このグループホームを応募していただくに当たって、協力病院というものを必ず予定として、していただかねばなりません。それぞれの事業者さんがそれぞれ個々の診療所なり病院のほうに当たっていただいておりますが、具体的には医師会のほうと直接私どもがお話ということはしておりませんが、その話の中では、例えば反対に医師会のお医者さんから、こういったことでグループホームがこんなことを言うてきておるんやけれども、どう

やろうというようなことはご質問を受けたことがあるんですが、それは、どうかできるだけ協力をしてあげてくださいというような願いは、その際にはさせていただいたというふうな行為はございます。

山口智也委員

具体的に医師会とはやってないということなんですけれども、これから全市的に展開していくとなれば、当然やっぱりその辺の協力というのにも必要になってくるかと思しますのでというのが1点と、特にその認知症のケアの場合は、介護面だけでは不十分で、どうしてもその医療面でのケアというのがどうしても必要になってきますので、専門的なその知見をいただくとか、そういった部分でも医師会との連携という部分を今後しっかり検討していただきたいということですね。

それから、2点目の質問ですけれども、介護職員の研修、教育の充実というところなんですけれども、私もこういう仕事をずっとやっておりましたので、よくわかるんですが、認知症ケアの場合は本当に想像できないぐらいの介護者の負担というのはあるわけですが、このあたりのその研修、教育の充実を、行政としても後方支援をしっかりやっていくということが重要かと思うんですけれども、このあたりの所見をお願いいたします。

服部介護・高齢福祉課長

認知症につきましては、本当に介護職の職員にとっても大変重要な課題だと思っております。多職種研修と申しまして、いろんな職種の方が、介護に携わる介護職の方、ケアマネさん、それから、ヘルパーさん等含めまして、多職種研修ということ、私ども主催で年に数回のことなんです、その中で認知症なんかも取り上げたこともございますし、そういったことは今後引き続きやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

山口智也委員

先ほどのご説明で、そのグループホームの場合は軽度の方の利用が多いというご説明でありましたけれども、介護職員のケアのその専門性があるなしで、今後、そのお年寄りたちがさらにその認知症が重度になっていくかどうかというところ辺が決まってくるかと思しますので、その辺のその行政としても後方支援という形で、さらに充実をしていくべき

ではないかなというふうに思います。あわせて、先ほども言いましたように、その介護職員自身のケアという部分でも、研修というか、ケアという形で何か検討していかなくてはいけないと思いますので、検討をよろしくお願いしたいと思います。要望です。

樋口博己委員長

それでは、この程度で……。

中森愼二委員

3ページの大きな4番の で、豊田さんが質問していただいたように、全ての新しい施設が低所得者でも入居できるような料金設定ではないという答弁でしたよね。そうすると、ここの のできる限り低所得者でも入居可能な料金設定を求めるとするのは、正しくないんじゃないですか。これ。同一ユニットあるいは同一施設に一部低所得者が入居可能な整備を求めるということじゃないの。正確に言えば。

服部介護・高齢福祉課長

そのとおりでございます。申しわけございません。

中森愼二委員

それはちょっと直さなあかんね。これだと、全てに対してそういう指示をするというふうに読めるもんね。

樋口博己委員長

よろしいですか。

(なし)

樋口博己委員長

それでは、この程度で質疑を終結させていただきたいと思います。福祉部の皆さん、ご苦労さまでした。

それでは、委員の皆様は、教育委員会の所管事務調査ということで、いじめの対応につ

いてということで進めたいと思いますので、理事者の入れかえがありますので、しばらくそのままお待ちいただければと思います。

それでは、お二人おみえになりませんが、もう間もなく戻られると思いますので、進めていきたいと思います。

いじめの対応についてということで、9月に行われましたアンケートの調査の結果等を分析したものを資料として出させていただきます。なお、今、A4の1枚ぺらで配付をさせていただきました資料につきましては、個別の案件に係る事例もございますので、これはこの質疑終了後、回収をさせていただきたいと思います。また、この質疑の中で、特定の学校名であるとか、個別が想像されるような部分の質疑につきましては控えていただきたいと思います。もし特にこの件については質疑が必要だということであれば、その児童生徒にかかわる問題になるかと思いますが、傍聴者の方にはご退席いただいていた方がいいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

樋口博己委員長

それでは、教育委員会から説明をいただく前に、教育長から一言よろしくお願ひしたいと思ひます。

田代教育長

教育委員会です。よろしくお願ひいたします。

きょうの所管事務調査、いじめへの対応ということでございますが、ご承知のように、大津の中学校で自殺事件が発生して以来、全国的にいじめの問題が大変クローズアップされてきました。文部科学省においても、ご承知のように、全国的に調査を行うと。本市においても9月3日、4日に調査を行いました。その調査結果を一定整理してきております。きょうはそのいじめ調査についてのご報告、結果報告等もさせていただくということで、お時間をとっていただいております。本当にありがとうございます。いろいろご意見を頂戴できればと思います。よろしくお願ひいたします。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

なお、今夜、議会報告会の部分の後半のシティミーティングでこのいじめのテーマとしておりますので、きょう配付されました、このプライバシーに関係ないところの資料は配付をさせていただきながらシティミーティングを行おうと思っておりますので、ご承知いただきたいと思えます。

それでは、説明を求めたいと思えます。

吉田指導課長

指導課の吉田でございます。

先日来、個別にご説明に上がらせていただきました。ありがとうございます。

それでは、お手元の所管事務調査資料「いじめへの対応」についてご説明のほうをさせていただきます。

1ページめくっていただきますと、下のほうにページ数が振ってございます。既にこの1ページにつきましては、10月5日の日にご説明をさせていただいたりしたところでございます。

結果の小学校の低学年357人(4.3%)は、低学年1年から3年生の児童数、全児童数が8349人でありまして、それに対する4.3%です。それから、続きまして、高学年4から6年の232人(2.6%)については9038人からの割合でございます。中学校につきましては、81人(0.9%)となっておりますが、その0.9は8610人に対する割合でございます。学校のほうから、いじめとして認知件数として聞き取り、丁寧な聞き取りをさせていただいて、それぞれ83件、56件という形で挙げさせていただき、うち、指導して解消した件数も50件、27件で、現在も継続している件数として33件、29件という形になっております。

2番のところにつきましては複数回答で、これは文部科学省への集計調査の から までの分類がございますので、それに応じて、そこへ集計をさせていただいて、書かせていただきました。前回もお伝えをさせていただきましたが、 番の冷やかし・からかい等が一番多く、続いて仲間はずれ、 の軽くぶつかられたりというような件数が、小学校も中学校も多いことになっております。

それから、続きまして、そのような集計結果をもとに、2ページのほうをごらんください。

2ページから、済みません、ちょっと説明がうまくいきませんが、2ページから8ペー

ジまでが小学校についてです。2ページから8ページまでが小学校です。そして、9ページから15ページまでが中学校でございます。最後の16ページが、請求がありました学年別のいじめ件数を調べて報告をなささいということでしたので、その件数を書かせていただいています。最後のページが、いじめ、特にいじめ発生時の基本的な対応をずっとフロー図というような形で求められましたので、それをつけさせていただきました。

それでは、2ページのほうへ戻らせていただきます。

2ページのところでございますが、小学校の分析のほうですが、この分析につきましては、昨年度までの、本市で平成18年度からやっておりますいじめ調査の比較をしながらやっておりますもんで、分析そのものは4年生から6年生についての分析を行っております。理由は、1年から3年生は今年度初めてやったということと、それから、4年生から6年生までの質問の仕方が、質問用紙が違うということで、そのような形になりましたことを最初にお断りをさせていただきます。

番のところは、先ほどもふれましたように、いじめの内容につきましては、冷やか・からかいの割合が最も高く、そして、繰り返し言われることで、より深刻な事案につながるケースがあるということになっております。

続いて高いのは、仲間はずれ。これが、昨年度に比べて10ポイント近く高くなっているというようなところから、やはり身近なお子さんから、いじめを受けている実態があるということがより顕著になってまいりました。

そのいじめ、今、お伝えしたことが 番にありますような、同級生から、いじめている相手は同級生の割合が81%というような形で、断然多くなっております。

番目、相談相手のことですが、これにつきましてはやっぱり自分の親が最も多く、そして、担任、同じ学級の友だちというようなことになっております。ただ、ここで心配な点が、昨年度に引き続いて、誰にも言えない割合が20%弱あるというようなところが、大変、いわゆる隠れているという部分で、これをしっかりとできるだけ見ながら、これがより少なくなるように把握していかないといけないという課題はございます。

それで、この誰にも言えないというところの部分にかかわってなんですが、 の「自分以外で今いじめを受けている子がいる」と答えている子が622人、全体の3.6%おりますけれども、この子たちから教育相談で丹念に聞いて、誰にも言えない子供の把握に努めるといふ一つのきっかけとしております。

それから、 番目でございますが、解決方法として、「先生からいじめた子への注意」が

最も多い。それから、「先生から全員への注意」と、こういうようなことになっておりますので、当然のことながら、教員の指導力アップにつなげなければいけないということがよりわかっております。

また、関係した子供同士の話し合いや学級での話し合い、これについても本人が直接話し合いに加わったり、友だち関係を修復したいという思いが感じられ、みんなが自分のことを気にしてもらいながら、もとの関係を修復したいというようなところは感じ取れます。

そのようなことから、今回のいじめ調査を活用して、大切にしなければならないというところで、もう既にお伝えもさせていただいていますが、今回回答した、「今、いじめられている」と回答した児童への教育相談を今回も速やかに実施しておりますし、今現在も継続を図っているケースもございます。こういうものは、もちろん学校だけでは完結するものではございませんので、ご家庭や、あるいは場合によっては専門的なスクールカウンセラーのお力を借りて、解決にしないといけないということが指摘できると思います。

それから、先ほどもお伝えしたのが、番目で、誰にも相談できないということをして周りの子供からの聞き取りを丹念にすることによって、同時に解決を図っていきたいと思っております。

続いて3ページでございます。

学校のほうで取り組んでいくことということで、まず基本的にいじめる側が100%悪いというそういうスタンス、それから、そういうふう困ったことに対して相談することは恥ずかしいことでも何でもないとというような日常の取り組み、これが一番大切やというふうに思っております。

そこにも書かせていただきましたように、児童の観察や、日記や連絡帳の活用や、それから、学級、学年経営で、特に信頼関係が結ばれるような経営をしないといけない。それから、全教職員で、もちろんのことでございますが、共通理解を図り、統一した指導をしていくというようなことです。あるいは、道徳とか人権の観点での啓発も図っていかないといけないと、そういうことです。

それで、従来四日市の場合は、いじめ早期発見の中に、今、言いましたような観察等もありますが、年2回のQ U調査、そういうようなものを特徴づけながら教育相談もし、対応をさせていただいているところでございます。

また、いじめの早期解決については、もちろん被害者の子供の立場に立って対応していくということが大事でございますが、どうしても、加害者、それから周りへの児童への指

導、保護者との連携、このあたりがさらに大事になってきます。新聞によりまして、いじめでは、傍観者的な黙認する、それから、観衆的な周りではやし立てるといような存在が、いじめる加害者側の者にとっては、周りから認められたと勘違いして、いじめが加速するというケースが多々ありますので、こういう雰囲気をつくらない、学級全体がいじめを認めない、こういう環境づくりが有効だというふうに考えております。

加害生徒についても、ケアをしながら、長くつき合いをしていかないといけないということや、そういうエネルギーや欲求をスポーツや勉強のほうへ向かわせるような取り組みも大切になってきます。

教育相談体制の充実ということで、そこにありますような教師による教育相談のほか、スクールカウンセラー、個々の教育相談員等の活用、場合によっては教育委員会や児童相談所、そういうようなものの活用も含まれます。

それに対して、日ごろからやっぱり人権学習、仲間づくり、情報モラル教育の推進、特に保護者や地域との連携、こういうようなものも大事やというふうに考えております。

今、その下ですが、「今、いじめられている」と回答した児童といじめ認知件数の推移でございますが、本年度は例年より1カ月以上調査日が早いことで、件数的には減少していますけれども、これは四日市市のいじめ調査のところでの回答した児童数が減少はしてきていますが、やはりよりこの機会を捉えて、より軽微なものも上げるように指示をした結果、例年より多い83件という件数が出てきたんではないかなというふうに思っております。

続いて4ページからですが、ここからは各項目の具体的な分析に入ります。

問い2の「それはどのようないじめですか」というところで、先ほどお伝えしたように、(a)、(b)、(c)のようなところが非常に多くなっております。この中では、(h)のパーソナルコンピューター、携帯での中傷等というところで、今、被害がないところはゼロ、過去被害が1.4%、自分以外に今はある0.8%、ここが非常に私どもは注視しております。ここは数が今、少ないですが、昨今スマートフォンが非常に普及してきておりまして、この影響が今後低年齢化で、下の学年つまり小学生に出てくるのではないかなと思っております。そのためにも学校としては情報モラル教育の充実や、それから、インターネット等の安全な取り扱い、こういうようなところ。それから、これはスマートフォンの中では無料のアプリケーションを使って、その仲間内しか見えないようなアプリケーションなので、そこからチェックをかけるというようなことができない状況がありまして、こ

れを見つけてもらうにはやっぱりご家族の管理がやっぱり必要ですので、この辺の連携が非常に大事になってくるのではないかというふうに思っております。

それから、5ページでございます。

いじめについて、その発生ということについてはどうかということですが、もちろん学級内、身近なものということで学年会が多いんですが、意外と登校班の中であったりとか、学校外のスポーツ少年団、塾、そういうようなところでのいじめも挙がってきております。

続いて6ページをごらんください。

6ページも先ほど触れました同級生が断然に多いというところ。

それから、7ページのところも、先ほども分析のところでお伝えしましたように、(k)の誰にも伝えないが19.8%、今、被害に遭っている子の中の19.8%、つまり約2割の子供が言えていないと、相談していないというところにつきまして、やっぱりここが解消できるようにしていかないといけないというのが課題ではないかというふうに思っております。

やっぱり相談することが恥ずかしくないということを繰り返し言っていくということ、気軽に相談できる雰囲気づくり、そういうものが大事かと思っております。

続いて8ページ、小学校最後のページでございますが、いじめを解決するためにはどのようなことをしてほしいですかというところも、先ほど触れましたように、やはり教員の指導力を頼りにしていることや、本人が直接話し合いに加わったりすることで友だち関係を修復したいというようなところ、それから、(g)と(h)に「あなたの転校」や「いじめた子の転校」というところがございます。こういうようなところにこう書いてあるということは、本当に悲痛な思いが、強い思いを持っているというところがもう本当ににじみ出ているというふうに感じております。

続いて9ページ、10ページをごらんください。中学校のほうでございます。

中学校のほうでございますが、ほぼ小学校と同じ傾向が出ています。平成19年、平成20年あたりが四日市市内の学校が大変こう雰囲気というか、学校内で荒れた状況がありまして、そのころから比べると、「今、いじめられている」という件数は減ってきておりまして、市内の中学校の落ちつきが徐々に出てきている。あるいは規範意識が高まっているからというふうに考えております。

番目に、いじめの内容につきまして、小学校と同様の結果が出ております。ただ、ここで小学校のほうではほとんどなかったパーソナルコンピューターやら、それから携帯

電話での中傷等の割合が高くなってきております。かなりこの子供たちの保有率も高くなってきておりますので、その辺で見つけにくい状況が出てきています。

あるいは あたりは、小学校で同様のところがございます。

についても、 についても小学校と同じでございますが、やはり今、「自分以外で今、いじめを受けている子がいる」という訴えに対して、耳を傾け、その誰にも言えない、伝えられることが言えないという子供を探って、解決に向かう、解消に向かわせるという指導がさらに必要かと思っております。

10ページにつきましては、小学校同様の学校で取り組んでいくこと、特に先ほど言いましたようなインターネットとか、それから情報モラルというようなところは、技術家庭科の技術の時間とか、あるいは学級指導とかそういう部分でやったり、学校全体で専門の方を呼んで、啓発の指導を受けるなどの取り組みをしております。

それから、10ページの中ごろ、「今、いじめられている」と回答した生徒のいじめ認知件数の推移でございますが、これにつきましても小学校同様、やはり1カ月早く調査をしている関係で、件数が少なくなってきております。ただ、やはり年度ごとにやっぱり波がありまして、昨年度はかなり少なかったもので、この原因はちょっとわかりかねます。申しわけございません。

続いて11ページをごらんください。

済みません。こちらの単に計算ミスなんですけど、1カ所間違いがございまして、分析の上から、軽い暴力30.6%、ひどい暴力19.8%も合わせて54.3%となっておりますが、これは50.4%の間違いですので、ご訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それから、やはりこれも小学校と同じなんですけど、やっぱり加害生徒から見ると、軽い気持ちで言っていることが、やっぱり被害生徒にはとってもつらいこと、しかもそれが繰り返しやられるということは、深刻な事案につながるケースがやっぱり見られるということ。

それから、ちょっと飛ばしまして、いじめの内容としては早期発見・早期対応ができれば、エスカレートする前に解消できるものが多いので、やっぱり定期的に、大抵の中学校では1学期に1回程度、教育相談週間というのを設けておりまして、そういうような機会を設けながら、もちろん随時やっておりますけれども、そういう実施を高めることが必要やと思っております。

12ページ、ちょっとここが変わっております、小学校とは。小学校の場合はあれなん

すが、中学校の場合は（b）、（c）、学年内、それから、部活動内でのトラブル、このいじめ、こういうところがありますので、特に学年や担任、それから、部活動の顧問との情報共有、それから、複数の目で観察するというこの視点を絶えず忘れずに対応しなければいけないということです。

済みません。13ページをごらんください。

13ページは、やっぱり身近な同級生からいじめを受けているというのが非常に多いということです。

14ページは、安心して相談できるというようなところでは、もう断然やはり自分の親、そして、続いて担任、カウンセラー等になっております。やっぱりここでも、（k）に「誰にも伝えない」というのが28.4%というふうになっております。ここのやっぱり30%弱あるということは、かなりこちらも、この調査をさせていただいた上でショッキングだなというふうに思いましたので、やっぱりこれを解消していく手だてを考えなくてはいけないなというふうに思っております。

やっぱり冒頭にも言いましたように、いじめを受けても我慢している生徒がいる事実をしっかりと受けとめて、相談することは恥ずかしいことではないということやら、常にそういう相談等について、家庭への啓発もしていけないといけないということが改めてわかっております。

続いて15ページです。

15ページも、ちょっと若干小学校とは違うんですが、やっぱり関係生徒同士の話し合いによる解決やら、教師からの指導というところがやっぱり中学生も非常に多くなっております。小学校同様、あなたの転校（g）、それから、（h）の加害生徒の転校というところでも割合が高くなっております。

16ページでございます。

これは、認知件数の83件のうちの割合でございます。特にやっぱり1年、2年、2年生ぐらいは上がってくるんですが、やっぱり4、5、このあたりが3、4、5とギャングエイジと言われる年代になってきておりますので、このあたりで非常に多くなってきておると思います。

中学校を見ていただくと、もう1年生に入ったときは多いですが、徐々にやっぱり精神的に安定をしたり、そういう人間関係づくりでなれてくるということもあると思うんですが、上の学年へ行けば行くほど発生件数としては少なくなってきています。

最後は、先ほども言いましたような基本的な対応図でございます。

長々と説明させていただきまして、済みません。

また、別紙の1枚の件です。申しわけありませんでした。

樋口博己委員長

続けて説明をお願いします。

吉田指導課長

済みません。

続けさせていただきます。

そこにありますような学年別のいじめ件数、これは男女の割合はどうかというような質問がありましたので出させていただきますが、やはり男子のほうが若干多い。小学校ですが。中学校は大体同じぐらい、若干女子が多いというようなところになっております。これは1対1の問題なのか、複数からの集団的なものなのかというところでございますが、これは、小学校では4対6、中学校では3対7というか、3.5対6.5ぐらいの割合になっておりますので、やっぱり複数でのからかいとかいうようなことが多いということだと思います。

それから、23年度からの、引き続きいじめが原因で不登校になったと考える児童生徒につきましては、そこに書かせていただいたような件数でございました。それで、引き続き24年度も欠席しているというような子供のところを加筆させていただきました。小学校のところは、いずれも改善方向に向かっております。

それから、中学校のほうは、上から三つ目、3番目のところですが、フリースクールへ通っていたり、それから、4番目、5番目のあたりはいわゆる市の適応指導教室、ふれあい教室のほうに通わせていただいたりというようなところがあります。

あと、6番目の子供さんは、いじめが原因で他県から転入してきたんですが、こちらではそういうこともなく、改善されて元気に登校しているというケースだということでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

樋口博己委員長

説明はお聞きのとおりでございます。

それでは、質疑に入る前に、1時間半ほど経過しましたので、10分休憩をとりまして、3時再開ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

14：52 休憩

15：03 再開

樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので再開をさせていただきたいと思ひます。

改めて、先ほど資料の数字の訂正がありますので、吉田課長より、よろしくお願ひします。

吉田指導課長

本当に恥ずかしいことで、申しわけございません。

11ページを開いていただきますでしょうか。

11ページの右側の分析、いじめの内容の のところでございます。

仲間はずれ等が31.0%になっていますが、左のほうを見ていただくと、32.1で黒く丸で囲ってありますので、これは32.1%の間違いでございます。申しわけありません。

続いて、 の軽い暴力等が30.6%になっていますが、40.7%の間違いでございます。

あと、ひどい暴力等が19.8%が、13.6%です。

合わせて54.3%のところを、先ほど私が訂正をお願いしたんですが、これはもとの印刷のままの54.3%が正しいということで、本当に申しわけありません。

以上です。

樋口博己委員長

訂正は以上です。

それでは、皆様からの質疑をお願いしたいと思ひます。

豊田政典委員

最初に、今回24年度の調査の形式的なことを聞くんですけど、今までも四日市市教育委員会は調査してきましたよね。文科省の通知なりがあって、やりましたやんか。その辺の文科省の指導なり、通知との絡みというところと、絡みというのは、今までどおりやっただけなのかどうかということですね。それとも、今回、文科省が言われたので、ちょっと違うのかとか、そういうところね。

それから、個人的に前に聞いた記憶では、この調査票というのは、教育委員会ごとに独自のものだよ、全国统一じゃないんだよと聞いていますが、そのあたりのことと、あわせて、例えば3ページ、小学校のところで、下の表がありますよね。いじめ認知件数【文科省調査より】とあって、24年度に斜線が引いてあったりするんですけど、これがその文科省調査の数字が斜線なのはどういう意味なのか、つまり83件との、83件じゃないわ、ゼロ件のほうかな、この意味合いね。このあたりをちょっと教えてほしいのと、もう、じゃ、あわせていきますが……、とりあえず、じゃ、それだけ。

吉田指導課長

済みません。まず、この調査そのものは、平成18年度からずっと同じ小学校4年生から6年生、それから中学校1年生から3年生まで、本市が独自に平成18年度から実施してまいりました。それをもとに、毎年このような分析というか、考察をさせていただいて、校長会等を通じて各学校に配らせていただいて、対応するようにという指示をさせていただいたり、あるいは担当者研で、生徒指導の担当者研でこのようなものを示して、対応の仕方について指導をしてまいりました。それがまず1点目でございます。

2点目の統一のものではないのかということにつきましては、これは統一のものではございません。ただ、私どもは1年生から3年生について、従来、調査を、その文字がいっぱい書いてあると、1年生から3年生はその意味がよくわからない部分がありまして、その1年から3年までのところについては、調査を、校長会等に相談して行ってきておりませんでした。今回は全学年という形でご指示をいただきましたもんで、この別紙の資料の2枚目のところにあります、小学校1から3年生用のものを、これは県教委が示してきたものを見させていただいて、それをほぼ同じようなものでつくらせていただいて、実施をさせていただきました。

それから、3点目でございますが、3ページの斜線の部分ですが、この斜線は、今回のこのいじめ認知件数の文科省調査よりというのは、毎年、毎年度の終わりに、文科省から、

調査が、依頼がまいります。4月、5月にかけて、それを県教委を通じて文部科学省に報告する義務がございますので、ことしの平成24年度はまだ実施していないということで、斜線を入れさせていただいた次第です。

豊田政典委員

そうすると、その文科省からの今回の指示というのは、何を調査せいというふうに来たのかということ。今回、改めて指示が来た。

それから、最後の中学校でいうところの3ページのところの数字はまだ出てないよと言わうんですけれども、現時点で出ている9月の調査の結果を当てはめるとすれば、すればですよ、変わらないとすれば、どの数字がここに入るのかということ。

吉田指導課長

文部科学省からの指示につきましては、8月の初旬に県教委に担当者が呼ばれまして、全国調査を9月早々に行いなさいと、それについては、各市町の独自調査を、今までもやっている市町がありますので、それを使っていただいて結構ですと。もしなければ、県教委が示す調査用紙を活用しなさい。これについては速やかに対応して、報告を上げてください。このようなことのご指示でした。

それから、平成24年のその斜線のところにつきましては、当然、今の時点では斜線ですけれども、平成25年の4月、5月にまとめたときにはここに件数が入ってきますので、現時点で83件というようなことがありますから、それ以上の数字になるというふうに思っております。

豊田政典委員

いつも同じことばかり聞いて悪いんですけど、今回、緊急に文科省から通知が来たということで、文科省はどのレベルの数字を把握しようとしたのかというのが、いまひとつわからないんですよ。つまり1ページでいうところの9月調査の数字でいうところの、また4月、5月は変わるかもしれませんが、9月の時点での小学校83件という数字を出せと言っているのか、それとも1ページの3のところの小学校ゼロ件というやつを出せと言っているのか、何を出せと言うてきたんですか。

吉田指導課長

その両方でございます。

豊田政典委員

両方やけど、3ページの平成23年度の15というのはどっちの数字なんですか。

吉田指導課長

済みません。1ページの83件のほうに当たります。

豊田政典委員

あと、もうちょっと、じゃ、今回の9月調査について聞きますが、小中両方それぞれ回答率は100%ですかということ。それから、中学校の調査票が、これはそのものずばりだとすれば、氏名の記入欄はないですよ。部活動までで。なぜなのかという。

吉田指導課長

今、ちょっと1点目のご質問について、今、調べておりますので、少々お待ちください。

2点目のご質問の中学校のほうのアンケートのほうに名前がないというのは、これは、この平成18年度につくる際に、中学校のほうの校長会等と相談させていただいて、中学校ぐらいになってくると、記名をすると、正直に書いてこない可能性が高いということがその当時懸念されまして、その分、部活動は何ですかとかというようなことで、カバーリングできるような形で、例えば男子、女子どっちですかとか、2番にありますような所属している部活動はどうですかというようなところから類推していくというような方法でどうだということ、それで、平成18年度から実施しております。

豊田政典委員

じゃ、そこは18年度の認識が、正直に書かないおそれというのは、裏返せばその学校を信用してないおそれだと思うんですよ。信頼していない。書いたら、明かされるなりするんじゃないかということなのか、違うのか。そして、今現在も同じ認識なのかということです。

吉田指導課長

そうですね。私どもは、考えるのは、名前を書かないほうがより正確に把握できるのではないかという立場で継続しているというふうに思っております。決して、ただ、情報が漏れるとか、そういうようなことも、おそれもありましたので、校長会の要望等も受けて、そのようにさせていただいたというふうに思っております。

豊田政典委員

何を問うたって、情報が漏れるおそれがあるって、どういう意味ですか。

吉田指導課長

何かの拍子に、何か書いたやろうというようなことが万一に漏れるといけないと思われることを懸念したというふうに聞いておりますけれども。

豊田政典委員

とりあえずここまでにします。

樋口博己委員長

先ほどの回答率は出ましたか。

吉田指導課長

100%ではございませんが、小学校のほうは99.4%の割合で、そして、中学校は約97%という形でその回答がありました。

中森慎二委員

小学校の低学年は今まで調査をしてこなかったという中で、今回は調査した結果が出ているわけですが、3ページのこの表で見ると、1年から3年生で357人かな、件かな。4年生から6年生で232人とすると、これだけを捉えれば、調査してこなかった1年から3年生のほうが、いじめられていると回答した児童が多いという結果が出ているわけですね。そうすると、調査してこなかったことに問題はなかったのかということ。これだけを見れば、詳しくはわかりませんよ。この中身はわからないけれど、この数字だけを見ても

ると、この件数で見ると限りにおいては、調査してこなかったことが問題のように僕は受けとめられるんだけど、そこら辺は教育委員会としては何か感じてみえるの。

吉田指導課長

小学校のいわゆる1年から3年生までにつきましては、ここにいじめられているというふうに回答してきたんですが、数は非常に多いんですけども、それを一々全て聞き取って相談したところ、例えば例を挙げるならば、集団登校で自分はちゃんとやって、歩いて、みんなにおくれないように歩いておるつもりでも、上級生とか同級生から、早う歩けよとか、列を乱すなよとか、そういうようなことで言われたりすることが嫌やというようなことまでも含めて書いてきているということ、ある小学校の校長からも聞き取らせていただいていますので、そういうことからすると、やってこなかったことについては問題はあるかもしれませんが、内容的には非常にこう、本人の認識と周りの周囲の認識が違う、ずれがあるということも多分にあるというようなところを、報告を受けております。

中森慎二委員

だけど、そういうささいなことだけではなくて、潜在的に含まれている要素もあるとすると、やっぱりこの1から3年生の調査というのは、これからはやっていく必要があるんじゃないかと僕は思うけどね。

もう一つは、この1年から3年生の潜在的ないじめが小学校の高学年につながっていったら、中学生に徹底的ないじめみたいになってしまうような、そういうそのいじめの芽みたいなところが小学校の低学年のところに潜在的にあるとすると、やっぱりその調査というのは非常に重要じゃないかと思うので、子供の、低学年の認識のいじめの捉え方が大人の我々とは非常に違うというところはあったとしても、そのところを、もうそうだからというので、切り口で切ってしまうと、そういうものの認識が非常におくれる可能性があるんじゃないかと思うので、今後は、これはやっぱりちょっと四日市市も継続的にやっていく必要があると私は思いますが、そこら辺は何か考えてみえるんですかね。

吉田指導課長

今、中森委員からご指摘ありました件につきましては、私どものほうも意外に多いという、件数が多いな、その内容については、今、言いました軽微なものもあるんですけど

も、これを今後もやっぱりそういう今ご指摘のような観点からも実施する必要はあるなというふうに思っております。来年度以降ですね。

石川勝彦委員

二、三お尋ねしますが、まず、3ページの小学生のこの表の中の一番端っぼの平成24年度の4年生から6年生、この23年度が491に対して、平成24年は半分以下になっているのね。こういうことはあり得ないと思うんですよね。何がそうさせたのか。この数字には大きな疑問がありますが、まず、いかがですか。

吉田指導課長

私どももこれだけの数が減少しているということについて、いろいろ考えをめぐらせてみたんですが、今までは10月の中旬ぐらいをめぐりに実施しておりましたので、夏休みの間はほとんど子供たちが群れて遊ぶとか、そういう接触をするとか、そういうことがない状況でございますが、例年でしたら、その後2学期が始まって約1カ月半、いろんな行事もありますし、学校生活も始まってきますので、新たなあつれき等が、いわゆるいじめにつながるようなことがあるというふうに考えます。ただ、今回は9月3日、4日でございますので、もう2学期に入って早々ですので、その部分で1カ月半、約40日の夏休みを越えてでございますので、その間である意味リフレッシュしているというところがあるんじゃないかというふうに思っております。

石川勝彦委員

実態は決してそういう極端に下がったということではないというふうに思いますし、先生方にあれされておる、いじめに関する指導の手引き、この指導の手引きをしっかりとやっていただいておりますならば、先生方が身を入れて、あるいは心を砕いてやっていただいておりますならば、この1ページのようなことが、現在も指導を継続している件数が解消されてしかるべきですよ。この辺のところ、私は、先生方、腰を引いているのかなという感じがしてしょうがないんですね。もっとやっぱり全校上げてやるべきであって、温度差のないような、担任に任せたり、校長がやったりというのじゃなくて、校長も担任も、とにかく学年主任も、みんな上げてやるべきであるということ、その学校が一生懸命やってなかったら、立派なこの保護者用のがあっても、学校があれだけ一生懸命やってくれておるの

ということに対して、受けて立てるような親の姿勢が期待できないわけですね。これとこれとは連動しているわけですよ。これがええかげんだったら、保護者も結局諦めですね。諦めということは、ちっとも減っていかないということですね。また陰湿になっていくばかりですね。

それから、きょう、1枚いただいたこれを見ても、下の中学生ですか、これ、下の4人、転校してきておるといふのもありますけれども、全欠というこういうような状態と、1ページのこの9月3日から4日ということの調査で、中学校も昨年に比べれば145が81人になっていると。これは夏休み明けだから減ったのではないかなという大きな心配がありますけれども、疑問も、大きな疑問も湧いてきますけれども、この1ページの現在も指導を継続している件数、小学生33件、中学校29件、どの程度改善に向けてやっているのか。この全欠というものが全欠でない状況にもっていくためにはどうしているかという具体的なことは聞きたいわけですがけれども、総じていじめに関する指導の手引きというものが、立派なものがあるわけですね。このとおりやっておられたら、本市においてはいじめとか、あるいは不登校とかいふものは最小限度にとどまっておるといふふうに思うんですね。

私は、養護の先生の関係で、中学校、小学校を何校か訪ねました。そのときに校長先生から非常に養護の先生をかばうというか、養護の先生にしゃべらせないという、そういうところがありました。別に私はいじめとか不登校をあえて聞いたわけではないんですけれども、どうもそちらのほうへいく可能性があるからということ、あとで調べたら、やっぱりどれもこれもみんなありました。皆さんから聞いたわけではありません。地域で聞いておりますから、各それぞれの地域で聞いておりますからなんですけれども。

実際もっとやっぱり先生方が身を入れてやっていただかないと、そして、心を砕くという気持ちが先生にあるんだなというふうに思うんですね。前も言いましたよね。私の孫が、今も、8月25日に2学期が始まっておりますけれども、10月の今日になっても登校しておりません。毎日校長先生と教頭先生と担任の先生とが毎日入れかわり立ちかわり、1日に必ず1人ずつ、1人は、2人は必ずおみえになる。それも夜8時、9時にみえる。親がいるときにということもあるでしょうし、子供だけに対象にいろいろ一生懸命やられているところもあるんですけれども、やっぱり一生懸命やっているなど。前も言いました。とにかくごはんを今も食べないんですね。何でごはんを食べないのやと、我が家に来たときも食べさそうとしたんですが、要らないと。軽く要らないと、こう弱く言いました。そういう細かい心療的な、いわゆる心の痛みがどこかにあるわけですが、これをや

はりやわらげていこうとするならば、やっぱり学校の先生方の指導のあり方そのものに、まだまだ問題があるんじゃないかなと思います。本市においては、こういうことが、継続している件数が減っていく、確実に著しくゼロに近づくということが期待できるのかどうかということになると、指導の手引きは絵に描いた餅かなと。あえて言いたくはないですけれども、こういう状態が全国的な傾向、社会問題になっておるわけですが、やはりその辺をどこかでメスを入れる、徹底的に対応する、学校の差というものもあると思います。A校とB校とC校と比べると、A校とB校と比べると、A校のほうがはるかに先生方が努力しておると、その辺のところもやはりしっかりとやっていただけないと、ちっともこういう体質は改善できないと思うんですね。その辺のことについて、一番詳しくご答弁いただける方。

葛西教育監

教育監の葛西です。

まず、やっぱり教師がどう子供にかかわっていくかというそのところ、まずそこが一番大事かなというふうに思っております。それはやっぱり一人一人の子供が、一人一人の子供に教師がやっぱり心を寄せてかかわっていくと。そして、保護者ともきちっと子供のことについて情報を共有して、そして、保護者と一緒に子供を育てていくと、そういうふうな思い。それから、やっぱり子供の日々の変化、これをしっかり見逃さないという、そういうふうな思いでやっぱり子供にかかわっていくという、そういうもう原点の部分だと思っております。その部分をやっぱりしっかりと学校全体で共有して、物事に当たりながら、一つ一つ確認しながらやっていくと。ですから、先ほどこのいじめに関する指導の手引きというのがございました。これをやはり、これをまず見ながら、そして、今回の事例について、どう当たっていくのかということ、学校、学年、あるいは生徒指導委員会で確認しながら当たっていくと。そして、またそれを情報を集めてどうしていくかという、そういうふうな中で、教職員一人一人のスキルをやはり向上させ、学校全体の力も、やりながら高めていくというふうなところに再度力を入れていきたいなと思っております。

それから、もう一つ、解決していない途中の取り組みの段階でございますけれども、このことについては、私ども、きちっとつかんでおりますので、指導主事を学校に派遣したときに、この件はどうなっていますかというふうなことを必ず聞かせていただきます。そして、あるいは学校からも月々に報告をいただく。その中できちっと確認をしていくと。

そして、この事件がそのままにされてないというふうなことを確認して、そして、次はどういう手を打っていこうかという、困難な事例については一緒に考えさせてやっていくという、そういうふうな取り組みも、この2学期、しっかり、2学期3学期しっかりやっていきたいと思っております。

こういうふうなことを一つ一つ丁寧にやっていくことによって、学校あるいは教師の、先ほど指摘いただきました体質改善、そういうふうなものを図っていきたいというふうにして思っております。

石川勝彦委員

そうしましたら、いわゆる原因者である加害者、いわゆるいじめたほうの子供たちに対して、学校としてはどのようにすることによって、被害者であるいじめられた子供は学校に登校できるのかというところね。これ、真剣に考えていただかなくてはいかんわけですよ。加害者はのうのうとしておる。毎日登校しておる。被害者はずっと休んでおる。こういう体質は変わらんわけですよ。ある学校ですけれども、加害者をいわゆる出校停止にして、そして、被害者であるいじめられた子供に登校させるということで、そして、徐々に徐々にその加害者と被害者とを接点をつくる形で改善をしていくということも、文科省が一生懸命考えておる中の一つだと思うんですが、そういうことについて、本市の場合は加害者をいわゆる停学というか、そういうことをしていかないと、根本的な問題は解決できないというふうに思うんですよ。

これは高校生もありますけれども、市の場合ですから、中学生、小学生。小学生と中学生は多少質が違いますけれども、いずれにしてもそういうようなことを、思い切った施策をとっていかないことには、いつまでたっても改善はできないと思うし、ここに、3ページにあります、いじめの早期発見のためとか、いじめの早期解決のためとか、教育相談体制の充実とか、情報モラル教育の推進、保護者や地域との連携って、絵に描いた餅じゃないですか。これを地で行ったならば、決して問題は起こらないと思うし、改善できると思うし、軽くなると思うんですよ。そういうことを真剣にやっていただくということにおいて、身を入れて心を砕いてくださいよと、こう言うておるわけです。

それこそこういうときこそ金太郎あめじゃなくちゃいかんということですよ。校長も教頭も担任も一体になってやっていくということをしてしないことには、全然解決のめどは立たないと思うんですよ。ましてこの中学生の例みたいに転校してきて全欠というような、

こんなかわいそうなことはないですよ。こういうことが出てきておるといことは非常に残念なことです。全国的な社会的な問題とはいえ、本市においては違うんだよと、胸を張って教育委員会が対応しているんだと、見習ってくださいというようなことも一度やっていただいたらいかがでしょうか。減らすということを前提にいろんなことをやっていただきたいと思います。考えておるだけではできません。実際にアクションを起こしてこそ減少していく可能性も出てくるわけですね。その辺のところについて再度お聞きしたいと思いますが、求めても余り具体的なお話は聞かせていただけないでしょうから、あえて聞きませんけれども、学校教育、いわゆる教育行政を担っておるトップである教育委員会のまとめ役である教育長のほうから、お考えを聞かせていただきましょうかね。

田代教育長

石川委員のほうから、具体的なところまではお答えができないかわかりませんが、私は、このいじめの問題、委員もご指摘のとおり、やっぱり日常的な取り組みをしっかりとやるということが一つ大きなポイントになるかなというふうに思っています。いわゆる本当に児童に寄り添いながら、児童生徒の変化やサインを見るとか、こういう日常的なことを粘り強くしっかりやっていくと。そして、もしそれが起こったときは、早期発見・早期対応というふうなことでやっていくことが、最終的にはこの粘り強くやっていくことで件数を減らしていくと。手引きが確かにありますが、もうまさに委員が言われるように、書いてあることを読むだけではいけませんので、一つでも二つでも気を入れて、しっかりと取り組みをやっていくということが何よりだと思いますし、もう一つ私が思っているのは、学校も必死になって、議員ご指摘のようにやるということと同時に、保護者あるいは地域とスクラムを組んでいくようなことも、今後はもっと強力に考えていく必要があるのではないかなというふうなことを思います。

いずれにしても、できるだけ減らすというふうなことで、具体的なアクションということも、今後ともまた議論しながら進めていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

石川勝彦委員

何度も言いたくありませんが、このいじめに関する指導の手引き、立派に網羅されています。これをいかに実施するか否かです。劇の台本じゃありません。くちゃくちゃになるところまでいかなくても、先生はそれぞれ教育者として指導力はしっかり発揮していただ

くならば、応用編かもしれないけれども、児童心理学もやっておられると思います。スクールカウンセラーばかりに頼っておるまでもないと思いますよ。スクールカウンセラーは大学院を出てこない、来ていただけない。県内にほとんどいない。しかも、来ていただいても週に1回で時間も限られておる。そんなので焼け石に水どころか、それ以前でしょうね。ちよろちよろっと水をやって、翌日には枯れておるといような状態で、余りにもお粗末な状態ですよ。だから、やっぱりこういういいものがあるんですから、先生みずからが現役でしっかりとカウンセラーの上前をはねるぐらいの気概を持って取り組んでいただくことを強くお願いしておきたいと思います。

以上。

山口智也委員

済みません。数点確認したいと思いますが、今、吉田課長のご説明の中で、3ページの説明の中で、いじめられる側が100%悪いという表現をされましたけれども、私もそのように思っております。このワードというのは……。

豊田政典委員

いじめる側。

山口智也委員

ごめんなさい。失礼しました。いじめる側が100%悪いということですが、このワードというのは、私、直接的で非常に効果面で意味があるのではないかというふうに思っています。この表現というのは、このいじめの手引書を見ても、いじめられる側にも問題があるという見方は絶対にしないとか、そういう書き方で記されておりますけれども、さまざまなこの手引書であるとか、教師の資料の中に、そういう先ほど言った表現というのはされているのでしょうか、どうでしょうか。

吉田指導課長

私の勉強不足かもしれませんが、いじめる側が100%悪いというのを、どのものにも、指導書等に書いてあるかということ、書いていないと思われます。

山口智也委員

その子供に伝える際に、やっぱりこういう直接的な表現というのも僕は効果があると思っています。ですので、どういう表現がいいのかというのはさまざまな意見があるところだと思いますけれども、こういう表現の使い方というのも一つ検討していただければというのが1点目です。

それから、2点目は、4ページの説明の中で、吉田課長のほうもこの(h)のPC、携帯電話の中傷等、こういったことに今は数値的には低いけれども、今、注視しているという説明がありました。私たちが子供のころ、30年ぐらい前もいじめ問題というのは当然あったわけですが、今、決定的に今の世代と違うのはこういった部分、デジタルの部分で人を中傷するとか、またはテレビを見れば、バラエティー番組で死ぬという言葉が普通に飛び交っていたりとかというような環境の変化というのがものすごくあると思います。例えば何かいじめが起こっても、人が傷ついても、リセットしてしまえばいいんだと、そういった幻想があるというような環境もあると思います。非常に質の悪いいじめ問題が今、蔓延しているというふうに思っております。

先ほども説明の中にあっただと思うんですけども、そういったデジタル機器の適切な扱いの教育とか、今後、具体的にどういうふうなものでもって指導していくのか、こちら辺を教えていただきたいと思います。

武内教育支援課長

教育支援課のほうに主に担っております。ネットモラルの教育ということで、情報モラル教育ということで、特別に打ち出しています。一つは、先生方の資質を上げないといけないということで、毎年教職員研修を行っているんですけども、数には限りがございますので、今は学校内でそれぞれのお互いの資質を高めていこうという形を、今、とっています。いわゆるICTのコーディネーター、ICTを、関係を担当する者を今、配置しています。先生なんですけれども、その者たちを集めて、毎年、情報教育も含めてですけども、情報モラルについての研修会を行って、技量を高め、各現場に戻ってもらって、各学校の中で、いろんな先生方の技量を高めていこうという方法でやっています。

内容でございますが、体系的に小学校から中学校まで、こういうことを狙いとして情報モラルの教育をなささいということで示してあります。今はそのために一応ソフトとしまして、こういう事例で学ぶネットモラルというものをに入れてあります。そこを、小学校は

特別のそういった授業はございませんので、道徳の時間とか、それから、総合的な時間を活用しながらやってもらっています。これはコンピューター教室でも利用できますし、各教室でもLANを引いてありますので、できます。中学校は指導課長が申しましたように、技術科ですることになっていきますので、もう指導要領で、それに従ってきちっとやってもらっています。

内容は、低学年はいわゆるコンピューターをパスワードで管理しているよとか、そういった本当に簡単なことから始めるわけですがけれども、最終的には先ほど言っていますように、例えば生徒や子供たちが被害に遭わないように、プロフ、これを疑似体験できるようになっています。私も何回かやってみたんですけど、自分でこう書き込んでいって、映像をこう入れると、上げると。そうすると、どういうことが起こるかというのが実際に起こります。それから、例えばいわゆるメールですね。簡単に無料のゲームなんかをスマホとか、それで申し込んでしまうと、どうなるかということを経験できるようになっています。あと、非常にびっくりしましたが、ウイルスなんかも入ってしまっていて、実際ウイルスにかかって、コンピューターが実際にシャットダウンしてしまったんですけど、きょうもやっていたら。そういうような機能がついていたりして、実際に子供たちが疑似体験をしながら、どういうことになってしまうんだということをわかるような教材を今、配置していますので、それを使ってもらっています。そういう状況でございます。

山口智也委員

さまざまな取り組みをしていただいているんですけども、割とその今、子供たちのほうがそういったことに長けているということがあると思いますので、今回いじめに対する手引書というのを用意していただきましたけれども、そういった部分のそういうネット関係に対する対策という部分の手引きみたいなものも、保護者向け、教師向けに何かあればいいのかなという気もしますので、今後検討していただければと思います。こういうのは日進月歩で、もうどんどんどんどん変わっていきますので、そういったものをつくっても、次から次ということがあると思うんですけども、情報交換をしっかりとやりながらということをお願いしたいと思います。

最後に、済みません、あともう一点続けて、これはもう要望になると思うんですけども、今回こういった大津のことで、いじめ問題、さまざま議論していますけれども、教師、教育環境、学校現場で、教師自身が教師間できちんとしたその関係が、先生同士がしか

り保てているのかとか、そういった部分も実は盲点であって、子供はしっかり見ているので、そういう姿を、家庭現場だけじゃなくて、学校現場でも先生たちの言動とか関係性というのもしっかり見ていると思います。これは、私が20代のころに経験したことで、学校現場にも意外とそういった問題が教師間であったりとかしてというのも実はあるわけです。そこら辺をやっぱり教師自身がまずは襟を正して自分たちの環境からしっかり整えていくと。子供たちに示していくという姿勢が、私は必要ではないかと思っていますので、そのあたりも教育委員会としてしっかり伝えていっていただきたいなというふうに思います。

以上です。

樋口博己委員長

ちょっと済みません。先ほど山口委員からの質問の中で、答弁で、いじめの側が100%悪いというのはどこにも書いていないという答弁はあったんですけど、今後の取り組みの考え方としてはどうでしょうか。それだけ少しお答えいただけますか。

吉田指導課長

このフレーズがいいかどうかはちょっとわかりませんが、少なくとも、今、従来こうありますように、いじめる側が原因であるということは貫いていきたいと思っていますので、場合によってはこの表現も活用させていただきたいと思っています。

日置記平委員

今の部分、100%という数字が、恐らくこれは僕は間違いと思うけど。いじめは悪いですよ。でも、100%いじめるやつが悪いかという、ここは多少の問題があるので、そういう数字の表現というのは、極めてこれ難しいね。と、私は思う。

そこで、このいじめに対する指導の手引きを見せてもらいながら、このいじめに対する手引きは、子供がいじめられることについての手引きと受けとめているんですけど、実は先生がいじめられている点にはないので、先生がいじめられているというところは最近ちらちら聞きますが、先生のメンタル指導も非常に大事だし、この辺のところがこのいじめを拡大する原因の一つというふうに受けとめられないこともないと。すると、この10ページの全教員の共通理解と協力というところで、 に、学級担任は、当事者や保護者

との対応等で肉体的・精神的な負担も大きくと、こう書いてありますよね。だから、このところが僕が言う、その先生は指導という環境の中で、先生は、校長さんがいじめることはないでしょうけど、父兄からいじめられる、子供もいじめることがあるような、そんなことも聞き及んでいますが、おとなしい、優しい、気の弱い先生にとっては非常にこのところは負担になることだろうと私は思いますね。

それから、14ページのいじめ予防、信頼で結ばれた温かい人間関係を築く、信頼で結ばれた温かい人間関係、もうこれは言葉にあらわすところということなんですけど、この教育をどうその皆さん方が先生にするかという、もうこれは極めて重要なテーマだと思いますが。

それから、18ページに、教育相談の技法を生かして教師の姿勢と態度というふうに書いてあります。これは今ずっと私が申し上げたところのところへいくんですが、いじめをなくすることで、ここにいろんなことが、手法を書いてももらっていますが、これは別個に恐らく皆さん方が、その基本的な先生の子供教育のマニュアルというのがありますよね。当然あると思います。また、そういう教育もやっておられると思うんだけど、一番大事なのは、もうそれが大事じゃないかなと思うのね。先生がいじめられるのが、もう先生はもっと強く、強い考えを持って、間違っている親があったら、あんた、間違っているやんと言う、強く押し返すぐらいの力を、もうこれは何と言うのかね、権限というのかね、の力、これをちょっと与えてやらないかん。どうやって与えるのか知りませんが、わからないけど、余りにも先生が弱くなり過ぎてないかな。父兄から、あかんーと言われたら、一步下がってしまう、下がる前に前へ一步出るぐらいの勇気が欲しいんじゃないかなと思うね。この辺のところを総合的にこれまでの過程を踏まえて、私が今、言ったところに対する、これまでいろんな形で指導してこられる環境の中で、コメントがあれば少しくれますか。

葛西教育監

教育監の葛西です。

まず、学級担任がその当事者の保護者との対応で身体的・精神的に負担も大きいと、だから、教職員全体で支えることは大切だよと、ここに書いてございます。私どもは、やっぱり保護者とお話しさせていただくときには、担任さん1人ではなくて、複数でやはり話をしに行くと。学年主任と担任、あるいは担任と、場合によっては養護教諭、担任と教頭という、そういうふうな複数でやっぱりしっかり話を聞いてくると。それは一つには負担

を減らすということもあるんですけども、1人ですと、やはり理解の仕方がその担任だけ1人の理解になってしまいます。複数で行くと、あ、この保護者の方はこのことについて非常に問題にされているんだと、ここのところを何とかしてほしいという、そういうふうなこともきっちり話がつかめます。そういうことをしっかりやって、そして、学校に戻って、また集団でその先生を支えながら、保護者へ対応していったって、問題解決をしていくというふうな、そういうふうな仕組みで動くようにということは、常々言ってきましたし、これからもそれは大事にしていきたいと思っています。

そういう中で、ともにある意味、保護者の方と話をする、あるいは解決の難しいものを解決していくという、その中で教員同士の信頼関係、役割分担、連携の仕方、そういうふうなものもやっぱりしっかり身につけていく中で、学校を自分たちでしっかりやっていこうという、そういうふうなところへ持っていきたいなと思っております。

そういうふうなことが一つと、それから、もう一つ、校長が常に学校のビジョンを掲げて、それをそれぞれ教職員が役割分担する、あるいはともに一緒にそれをやっていこうという、そういうふうな風土の学校をしっかりとつくっていこうというようなことをやっております。

そういうふうなことをしながら、やっぱり一人一人の教員を育て、そして、学校もみんなまでやっていく。みんなまでやっていく、そういうふうな先生の姿を子供たちが見れば、あ、学校の先生方は仲がいいんだなということで、それはわかると思います。ところが、逆に、先ほどご指摘があったようなことがあれば、先生たちもそんなふうなことなんだということで、逆にそれがまた子供たちの間に広がっていくということになりますので、それは十分気をつけたいなと思っております。

それから、前へ出るぐらいしっかりというふうなことですけども、これもやはりいいことはいい、やっぱりきちっと規範意識、これはやっぱり育てていくということが教師の務めです。社会へ出たときに、やはり社会を形成する1人として、やっぱり子供をそのような子供に育てていきたいという、そういう思いがあります。その最初はやっぱり規範意識と、それから、相手、周りに対する思いやりというこの二つだと思います。ここのところはやはり譲れないというふうな、そういうふうな思いでやっぱり前へ出て、これも1人ではなくて、よく同僚と相談し、あるいは組織の中で常に方向を示しながらやっていくと、そういうふうなことで前へ出てやっていくべきだというふうに思っております。本当に励ましていただいたという、そういうふうな思いでお聞きしました。

日置記平委員

もう一つは、皆で渡れば怖くないみたいに、常に、常にですよ、例えば校長さんとか教頭さんのつえを借りて、借りれると、自分で1人で歩かなくても味方はあるという考え方も大事なんですけど、時には1人で歩かないとだめでしょう。この人、育たんもん。常につえが要るんや。強い指導者になれないもん。これは校長さんがちゃんと見やなあかんわね。この人ならどうだ、どこまでつえをあげるか、この人は自分でこういうポイントをあげたら、そうしたら自分でできるだろうと。確かに複数でやれば、父兄と先生との間の会話でも、言った、言わんというのは出てくることもあるだろうし、だから、それは複数はいいんだけど、やっぱり何でもかんでも複数というのはやっぱり問題かなと僕は思います。

それと同時に、これ、13ページに周囲の児童生徒・保護者の指導と書いてある。これ、保護者の指導。これも入れますと、これ、保護者の指導。難しいね、これは。でも、要りますやん。保護者の指導。これ、どうするかですわ。どんな形で保護者を指導するかです。これは十人十色で、もう世の中の流れがこうなっているんで、それはいじめられたほうにしてはたまらんわ。石川さんの話じゃないけど、たまらん。それを、これを越えると、いや、もう法に訴えるっていう親だっていますやん。そんな相談も私は幾つか受けたことがあります。だから、やっぱりポイントはやっぱり保護者やと思いますけど、だから、保護者の教育も大事。それで終わり。

中森慎二委員

一番最後のこの基本的な対応図のところでちょっと確認をしたいんですが、全国的にその教育現場、学校現場と教育委員会との関係の中で、よく報道等で僕らは聞くだけで、実態はよくわかりませんが、そのいじめというものの件数が少ないところが優秀な学校なんだと、あるいは学校長なり教員の皆さん方の評価というものが、そういうことが少ないことがやっぱりすばらしいことなんだということが、正確な情報が教育委員会に上がりづらいという縮図があるんじゃないかということが言われていますが、このフローを見ている中において、一番上のいじめを受けている児童生徒、【学校】いじめを発見した教師、で、学校内でのフローがあるんですが、学校で対策、取り組みまで済んだものしか教育委員会に上がらないんですか。このフローでいうと。いじめというものが、学校が認識した時点で教育委員会に上がるというフローには見えないんだけど、これが四日市の

教育委員会の正確なフロー図というふうに認識していいのでしょうか。これが。

吉田指導課長

ご指摘された点につきましては、私どももよく見て、改善をしないといけないと思いますが、決して改善を図られたものだけが報告が上がってくるということではございませんので、途中経過のものももちろん上がってきますし、第一報として、まず校長等から、管理職から電話での連絡も入っておりますので、決してそういう意味ではございません。

中森慎二委員

そうすると、保護者、いじめを受けている保護者の方々の中には、学校現場と教育委員会とのその連携というものに疑心暗鬼になっている方々もみえるというふうに漏れ聞くわけですよ。そうすると、学校現場がいじめを認識して、どのタイミングで市の教育委員会に報告がなされているのかというところが、このフローではわからないんですよ。だから、少なくとも、大津のああいって悲惨ないじめの事件があった以降、全国的にこのいじめという問題を捉えていく、あるいは見直していく中において、従来のシステムなりフローというのはこうだったかもわからないんだけど、改めて四日市市においても、どの時点で教育委員会に連絡し、報告をする、中間であろうと何であろうと、するのかということをもっと明確にすべきじゃないかと。かつ学校の校長会等に教育長が出席した中において、そういうようなフローに四日市市教育委員会は改めると、だから、学校情報を的確に教育委員会に上げてほしいと、そういう改正をすべきじゃないかと私は思うんですが、これはその変な意味じゃないんですよ。その風通しをよくして、学校現場で抱えるだけでなく、一体として考えていこうということにするためにも、気軽に報告という言い方は言葉が語弊があるかわからないけれども、その対策まで全部終わった取り組みのものだけを上げていくということではなくて、そういう事象的なものをやっぱり最後に上げて、一緒に考えていこうという空気づくりをするためにも、このフローを基本的に見直す必要があるんじゃないかと僕は思うんだけど、教育長、そこら辺はどうですかね。

田代教育長

まさに今、委員が言われましたように、本当に報告という言葉だけすると、全部終わってから報告かというふうに捉えがちになりますが、今、言われた、どの時点でということ

をやっぱりもっと議論して、目安、あるいは若干現場でクエスチョンの部分があっても、第一報を入れてもらおうと、そういう姿勢でいかないと、全部終わってからということは、逆にその対応をするのが、非常に後々尾を引いてしまうということも、今までもこのいじめ以外でもございますので、これは改めてもう一遍校長会にも提案して、話し合っ、一つ目安ができれば、こういう段階でということも、校長会の中でも十分議論して、改めるべき点は改めていきたいというふうに思います。ありがとうございます。

中森慎二委員

ぜひちょっと早急に詰めていただいて、いじめは今でも動いている部分はあるわけですので、学校現場と教育委員会の連携というものをスムーズにするために重要なことだと思うので、それをやっぱり明確にさせていただいて、改め次第、また私どもにもちょっと教えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

樋口博己委員長

端的にお願いできますでしょうか。

豊田政典委員

今の話も関係あるし、その前にも関係あるんですけど、僕はそのいじめについて100%根絶できるかどうかということとか、あるいは解決できるのかとか、そもそも把握を100%できるのかということについて、すごく悲観的な認識を持っているんですけど、というのは、別に学校や教育委員会だけに問題があるんじゃないかと、いじめる側も知恵がありますから、わからないようにというところがありますよね。かといって100%じゃなくて、誰かが今、答えていただいたこととか、今までの取り組みが必要ないという気も全くないんですけど、ただ、その大きな問題になった場合によく裁判になったりしますけれども、果たして学校や教育委員会にどこまでのその責任があるのか。責任の範囲と、それから、義務、学校の、学校や教師の。安全配慮義務とか安全保持義務とか、いろいろ言葉はありますけど、それは整理しておく必要があるんじゃないかと思うんですよ。その法的な整理というのは、僕が調べた限り無理だと思うんですけども、法文に書いていないので、判例とか日弁連のガイドブックとか、ありますよね。そういったものから一定の整理をしておいて、こうなったら警察に連絡しなきゃいけないとか、また保護者には連絡してほし

いとかいう整理とか、学校にここの範囲は義務がないよ、責任はないよというためじゃなくて、やっぱり一定の、個別に違うんでしょうけど、整理をしておいた上でこの手引きみたいなものをやらないと、何でもかんでも学校や先生のせいじゃないのってな風潮もないわけではないし、そういったところの整理はまずできているのかなという気がするんですよ。すごく曖昧なままにやっていると、それこそ教師の負担も大変だし、保護者の意識というのも変わらない。そういう、まず整理はあるのかな、できるのかなというところを少しお聞きした上で、もう一個だけ聞きたいなと思いますけど。

加藤指導課長補佐

細かなところまでご心配をありがとうございます。

平成20年度に生徒指導の対応QアンドAというのを指導課のほうで作りまして、各学校にも配布をし、それから、記者発表もした件があるんですが、そこにいろんな事例を挙げながら、判例も載せて、全部全てを網羅しておるわけではありませんが、今、ご心配していただいたようなことも、幾つか判例を挙げながら用意したものが今つくってあります。ただ、今後これの改訂等は、また顧問弁護士等も踏まえて、していかなあかんという課題はあるんですが、そういうものは各学校にも示しております。

豊田政典委員

改訂ということもありますけど、学校の取り組みとして、今まで答えてみえたように、その子供に対して性善説で向き合うというのは、それはそれで結構かなとは思いますが、あるレベルを超えたら、そうじゃないよというところをやっぱり整理しておかなければいけないし、せめてこうだったらというのはできるかどうか、僕自身もよくわかりませんが、保護者に対しても、教師に対しても、警察に連絡するべきだというところをある程度はっきりしておかないと、現場も保護者も困るかなと思うんですよね。困るというか、最悪の事態に結びつかないことが一番肝要ですから、そのためにはもう少し明確な整理と手引きみたいなのが必要かなと私は思っております。

以上です。

小川政人委員

一つ、まずこの回してもろうたA4のこれで、わからんけれども、一つの学校で二つあ

るとか、皆別々の学校ばかりですか。

加藤指導課長補佐

お示しはしてありませんが、複数の子が一つの学校ということもあります。

小川政人委員

だったら、そんなのわかるようにしておかな。何でそういう、そういうことも隠すであかんのや。

豊田政典委員

学校名だってね。

小川政人委員

わかりやすく、学校名までは要らんけど、同じ学校で複数あるんなら、あるとわかるようにしておけばいいのにさ。これやったら、全然別の学校みたいに見えるしさ。そういう体質から、教育委員会の体質から直さんことには全然よくはならんわなと思うておるんやけどな。

もう一つは、いじめは僕もなくならんと思っておる。あるべき人間の社会の中で、あるんやろうと思う。どこの世界にもあるし、委員の世界にもあるかもわからんし。どなたか言った教師の世界にもあるんやろうと思うておるし、それにどうやって耐えられる子供を教育していくかという、後追いばかりやんか、これ。いじめが起こったら、どうしようかという、いじめ予防か、いじめられても耐えられる子供を、学校も親もつくっていかんとあかんと思っておるんやけど、なくなるというのではない。あるという前提のもとに、それに耐えられる子供を、どうしてどういうふうにつくっていくかということが大事なことやなと思っておるんやけど、あと、新聞とかそういうところから叩かれやんようにする手だてのことであって、そんなことよりも、本来やらなあかんのは強い子供を育てることさ。つくることや。それが一番大事なんやけど、自分たちが後からいじめに遭わんようにというだけのことではあかんてな。そこはきちっとしておかんとあかんし。僕はずっとなくならんと思っておるもんで、そこはいかに耐える力をつけるかというものが重要なんやろうなと思っておるんやけどな。そこを教育、そのことは余り書いていないもんで、後でいじ

めが起こったらどうしようとか、事後どうして学校へ通うようにするとか、そういうことばっかりに力を入れておるけど、これ、一部の子供だけやけれども、そういうことをずーっとやはり教育していかなあかんと違うかなと思う。

樋口博己委員長

答弁はどなたが。

葛西教育監

私も今、小川委員にそのお話を聞かせていただいて、今までそういう視点では、対応としてはやはり考えていなかったというようなことが事実でございます。ただ、やはりいじめ、これについては、やはり一つにはコミュニケーション、やっぱりいじめられたときに、何か嫌がらせをされたと、あるいは本当に嫌なことをされたというふうなときに、自分でそれはやめてくれと、そして、このことについては絶対僕は許さないんだという、そういうふうなやっぱり気構えのある子供たちをつくっていかなきゃならないというふうな、そういうふうなことは、それは思っております。それが、そして、そのことについて、やはりきちっと話もできるという、そういうふうな気持ち、あるいはコミュニケーションの力、そして、そのことに対して許さないというそういう正義、そういうふうなもの、そういうふうなものをやはり一人一人にやっぱり育てていく。そして、学級の雰囲気としてもそういう雰囲気をつくっていくというふうなことは大事な事かなということも思っております。

樋口博己委員長

小川委員、よろしいですか。

先ほどのこの事例の学校が重なっている部分、A校にこの事例、この事例ということだけお答えいただけますか。

加藤指導課長補佐

済みません。今、小学校は別々です。中学校の場合は、5番、6番、7番が一つの同じ学校でございます。

以上です。

樋口博己委員長

ありがとうございます。

それでは、夜のシティミーティング等もありますので、質疑はこの程度で終結をさせていただきたいと思います。

それでは、教育委員会の皆様、お疲れさまでした。この1枚ぺらだけ……。

中森慎二委員

回収する必要があるの。何も問題ないと思う。どこに問題があるのか、回収せないかん。

樋口博己委員長

どうでしょうか、委員の皆様。

小川政人委員

回収したくなる教育委員会に問題がある。

中森慎二委員

そうすると、これを見ていてもどこに問題があるのかそれを聞きたい。明確に理解できるなら、回収してもらってもいいけど。これを見て、回収せんならん理由はどこにもないと思う。

村山繁生副委員長

個人が特定できるような、隠さないかんことは。そのまま書いてあるやん。

中森慎二委員

うそが書いてあるんやったら、これは回収せなあかん。本当のことが書いてあるんでしよう。

村山繁生副委員長

これによって個人が特定できるのなら。

(発言する者あり)

樋口博己委員長

教育長、お考えを。

葛西教育監

私どもとしましては、こうやってお出しする、ただ、その保護者の中から、やはりこのことについては公表してもらいたくないというふうなことも直接お聞かせいただいておりますので、ですから、回収というようなことでお願いのほうをさせていただきました。本来言えば、回収をしたいというふうな思いなんですけれども、今、これを読ませていただいて、これが外に出たときに、やはり私らとしては、その先生方の手元にずっとあるというふうにして思っておるわけなんですけれども、やっぱりそれが不安というのはやっぱりございます。そうしたときにいろんな影響があるのかなというようなことで、回収をというふうなことでお願いしたわけです。

豊田政典委員

それは別問題。公文書になるで回収せな。

葛西教育監

そういうふうな思いで、回収ということをお願いしたわけなんですけれども、今回については、これはお渡しさせていただくというようなことにしたいと思っています。

豊田政典委員

それはおかしい。だって回収せんだら、手元に置いておけというけど、公文書になるのやから、情報公開請求されたら公開せなあかんねんて。そういう意味やねん。隠しておけというの。配ってもええけど。どういう意味なんですか。

中森慎二委員

これ、委員会資料になれば、情報公開請求の対象の資料にもなるけどさ、これが情報公

開で外に出ることがどこがまずいの、これ。逆に教えてほしい。どこがまずいんですか。

葛西教育監

申しわけございませんでした。間違えておりました。個人のプライバシーを侵害するおそれがないというようなことで、お渡しをしたいと思います。

樋口博己委員長

それでは、これで休会中の所管事務調査を終わりたいと思いますので、教育委員会の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様には、今晚の議会報告会と来週の視察の件で、その他として3項目ほどございますので、そのままお残りいただきたいと思います。

それでは、まず最初に12月26日水曜日の11月定例会議会においての次回の議会報告会のシティミーティングのテーマを決めさせていただかないと、広報の印刷が間に合いませんので、まずこの点を、ご意見ございましたら、お出しいただきたいと思います。

今回は教育委員会ということで、いじめを中心ということになっています。先回は福祉政策全般ということになっておりました。じゃ、少し後ほどまたお聞きしますので、また、お考えいただきたいと思います。

それでは、来週から始まる視察の件について、お手元に教育民生常任委員会行政視察についてということで、資料が、クリップでとめてあるものがあると思いますので、これについて確認をさせていただきたいと思います。

来週の月、火、水とさせていただきます。視察先は高松市、姫路市、金沢市ということで、一番大事な集合場所ですけれども、月曜日の朝9時10分に近鉄四日市駅2階南コンコース改札口付近もしくは名古屋駅ホームにご参集くださいということになっております。2枚目の行程表の中の一番下に、随行ということで事務局の田中さんの携帯番号が載っておりますので、ご確認いただければと思います。また、視察先の簡単な資料もございましたので、これをご確認いただきたいと思います。行政視察について、ご質問等がございましたら。

中森慎二委員

切符をもらうの。

事務局

切符はきょう手配してあるんですけども、万が一変更があられる方の場合がありますので、確認だけさせていただいて、議会報告会までに間違いなくお渡しをさせていただきたいと思いますので、申しわけございません。きょうの議会報告会が始まる前にお手元にお届けさせていただきたいと思いますので、それまでに万が一変更があられるような場合でしたら、教えていただきましたら、その分を調整させていただきますので。申しわけございません。

樋口博己委員長

ほかに視察に関して、よろしいでしょうか。

(なし)

樋口博己委員長

ありがとうございます。

済みません。それと、服装ですけども、当議会はクールビズということで、ネクタイ等は自由になっておりますが、先方ではクールビズがどうかわかりませんので、一応ネクタイ、上着は準備ください。よろしく願いしたいと思います。

小川政人委員

言っておいてくれやいい。電話で聞いておけば。

事務局

今回、一応高松市議会さんのほうは高松市の本庁舎のほうになるんですけども、あとのところがまだ施設のほうに回っていく形になりますので、ちょっとその辺がどうなんだろうなというのがちょっと迷うところがありまして、いずれにせよちょっと確認をさせていただいて、きょうの議会報告会のときまでに報告をさせていただきたいと思います。申しわけございませんでした。

(発言する者あり)

樋口博己委員長

当議会は自由ですけれども、先方がクールビズをしていないと失礼に当たるかもわかりませんので、念のためにご用意くださいという発言でした。ちょっと確認いただきますので、よろしくお願いします。

日置記平委員

四日市は10月いっぱいクールビズやと言うてくれやいいのにな。

事務局

わかりました。じゃ、そのように伝えておきますので、四日市の場合、そんな形で対応させていただいていますということだけ、お伝えをあらかじめした上で視察に行っていたくという形にしますので、ちょっと申しわけございませんでした。失礼しました。

樋口博己委員長

今晚の議会報告会において、事務局に連絡があったんですけれども、大津市議会の3名の議員の方が、公務ではないんですが、私的な活動として議会報告会に傍聴にみえるということになっています。

石川勝彦委員

視察と違うの。

樋口博己委員長

個人的に、私的にということで、発言はしないということになっています。

それでは、議会報告会の内容ですけれども、皆様の議会報告の項目の一覧というのはお持ちでしょうか。お持ちでなければ。

中森慎二委員

資料って、もうもらえるんならもらいたい。議会報告会の資料ってあるの。委員会別の

資料。

樋口博己委員長

4 常任委員会共通の資料としては作成をさせていただいていますが、委員会報告については、きょう項目を決めるということでしたので、きょうの時点で決めて、資料が作成は難しいと思っておりますので、委員会としての資料は用意はしていません。

中森慎二委員

分科会長報告に基づいてというのは、この間言うてなかった。

樋口博己委員長

分科会長報告に基づいて、その中で項目を挙げさせていただいたんですけれども、この中から報告項目を決めていただくということで考えておりますけれども。

小川政人委員

だけど、何にもないと、聞かれたときにすぐ思い出すか、思い出さんかわからんで、その辺のあれは要るやろう、委員会の。

中森慎二委員

報告はある程度、委員会として、これとこれとこれを報告の中心にするというふうにすれば、その資料だけ用意しておいてもらえばいいんじゃないです。こんなの全部、これ、報告できひんからさ。無理です。これは委員会資料に基づくアウトラインをここは出してもらったらいんじゃないですか。

樋口博己委員長

報告にあった、質疑があった項目です。

小川政人委員

各委員長、全部報告してもらえばいい。

樋口博己委員長

質問に対して。

石川勝彦委員

手短かにやって、そして、質問が出たら、それに対して答えたらいいということです。そうやないと、だらだらだらで時間とるだけだよ。コンパクトにやりなさいよ。

中森愼二委員

委員長は、これを分担しようという案でしょう。

(発言する者あり)

樋口博己委員長

先回質疑があったことに対して項目を書いてもらったら、みんなで選ぶからというよう
なご意見もございましたので、項目だけ用意させていただいたんですけれども、どうしま
しょう。

中森愼二委員

せん越ですが、その最初の報告が、委員長が全てするのではなくて、皆さんに分担して
もらおうということなんですよね。説明してもらおうの。

樋口博己委員長

私から報告させていただくのは、補正予算決算の概要を報告させていただきます。

小川政人委員

概要だけでええやん。

山口智也委員

概要って全部なの。

樋口博己委員長

そうです、そうです。

小川政人委員

それ以外にまたやったら、もう時間はあらへん。

中森慎二委員

それに、じゃ、質疑が出たときに、得意の分野でそれぞれが報告してもらおうという考え方の整理なら、それで僕はいいと思うんだけど。

石川勝彦委員

こんなの個々にやっておったら、えらいこっちゃ。

土井数馬委員

前にもそんな感じやったんな。分科会長報告をしていただいて、その質疑を受けたというような、前回の調子でええんじゃないですかね。

豊田政典委員

教民の報告はして。

村山繁生副委員長

教民の報告はしますよね。

樋口博己委員長

議会全体の概要という形で、教民の概要ではありません。

小川政人委員

全部の概要を説明するの。

樋口博己委員長

はい。

小川政人委員

教育民生常任委員会分科会の報告じゃなくて、全部のをするの。

村山繁生副委員長

前回の話では、委員長が全体の概要を報告。

小川政人委員

委員会の全体の概要かと思うておったんだけど、議会全体の概要を四つに分けておるのに、せなあかんのかなという。

石川勝彦委員

そんなの、それで質問が来たら、どうするの。ほかの委員会の質問が来たら。

中森慎二委員

それはあれでしょう、決算の、市議会の予算の決算の大枠のところを全体のフレームとして伝えてもらうというだけで、中心は教民の報告という整理でいいんでしょう。だから、共通している資料はつくりましたやんか、これ、委員会の。

樋口博己委員長

議会報告会のための前段階の報告という形です。

豊田政典委員

僕の記憶では、一回、分担しようという話が多かったんですね、意見が。個別はこれで選んで、何人ががやって、それに決算関係を全部でいくらにするか。

村山繁生副委員長

項目を挙げて、皆さんのメールボックスへお入れしますので、その中でご自身がそれぞれのここを私がするという担当をきょう決めたいというような、前はそういう話でした。

そのために項目だけ挙げさせていただいて、メールボックスへ入れて。

小川政人委員

そうすると、項目を決めて、今から資料集めをして、報告の文章をつくって、やらなあかんわけか。

樋口博己委員長

そうしましたら、簡単にちょっと可能な限り今から少し資料を準備させていただいて、本当に大まかな各部局の概要説明をさせていただきますので、その中で皆様にご質疑いただいたところをチョイスしてご説明いただけますでしょうか。

小川政人委員

無難にやるなら、ただ、向こうに来た人にわかるようにしておいて、それでもう随時大まかな説明だけを委員長にしてもらって、それでもう随時質問を受ける。それで得意なことを皆分担して答えればいいやん。そのほうが早い。

村山繁生副委員長

あくまでも教民に関係したことだけね。

土井数馬委員

特にここに話だけ入りたいという人がおれば、この部分は強調したいというのがあればお答えしてもらえばいいですけど。

樋口博己委員長

わかりました。教民の全体の大まかな報告をさせていただきますので、この項目は手持ち資料と持っていて、ここはちょっとこういう議論があったという、発言したいという思いの中で。

小川政人委員

分科会報告が、それから、委員長報告の写しがあったら、みんなに配ってよ。

事務局

わかりました。

樋口博己委員長

じゃ、そのようにさせていただきます。

土井数馬委員

何時に行けばいいの。

村山繁生副委員長

6時半です。

土井数馬委員

6時半過ぎに行けばいいの。それから準備するの。

村山繁生副委員長

じゃ、集合はもっと早くせなあかんね。

樋口博己委員長

6時集合でお願いします。

小川政人委員

ちょっとおくれるかわからん。

樋口博己委員長

済みません。12月の議会報告会のテーマは正副で一任ということによろしいですか。

(異議なし)

樋口博己委員長

じゃ、6時に現地集合でよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

16：25閉議